

飛躍競技記録表

明治神宮體育會ノキ一部

No. 競技場 開催日 / 193 飛型係

番 號	姓 名	第 一 回			第 二 回			第 三 回			平均 點數	備 考
		豫選 區	飛型 點數	飛距 點數	平均 點數(米)	飛型 點數	飛距 點數	平均 點數(米)	飛型 點數	飛距 點數		
1												
2												
3												

雪狀 質況 _____ 天 候 _____

飛躍競技記録決定成績表

明治神宮體育會ノキ一部

No. 競技場 開催日 / 193 記録者

番號	姓 名	飛型係	飛型係	飛型係	競技決定 成績點	成績順位	備 考
2							
3							

No.

競技場 _____
開催日 _____ / _____ 193__ 記録者 _____

番號	姓	名	豫選區	所要時間	反則	合計時間	成績順位	備	考
	1								
2									
3									

雪質
状況

天候

一七、明治神宮體育大會庭球部競技規程

硬式庭球規定

第一 シングルス・ゲーム

第一條「コート」ハ長サ七十八呎、幅廿七呎ノ長方形デアル。其「コート」ハ直径最大限三分ノ一吋ノ網カ金屬性ノ索デ吊シタ「ネット」デ中央カラ仕切ラレル。「ネット」ノ端ハ兩側ニ於テ「コート」ノ外側三呎ノ所ニ立テラレタ三呎六吋ノ高サノ二ツノ柱ノ頂上カ頂上ヲ越シテ結び付ケル。「ネット」ノ高サハ中央ニ於テ三呎、ソレヲ幅二吋以下ノ「ストラップ」デ確ト締メル。「ネット」ノ網ヤ金屬性ノ索ヤ頂上ハ兩端ニ於テ幅二吋乃至二吋半ノ幅デ掩ハレル。「コート」ノ端ト外側ヲ區劃スル「ライン」ヲ各「ベース・ライン」並ニ「サイド・ライン」ト稱スル、「ネット」ノ兩側「ネット」カラ廿一呎ノ距離デソレト並行シタ所ニ「サーブ・ライン」ヲ劃スル、「ネット」ノ兩側デ「サーブ・ライン」ト「サイド・ライン」トノ間ノ場所ヲ「センター・サーブ・ライン」ト稱シ「サーブ・ライン」ト稱スル。其「センター・サーブ・ライン」ハ幅二吋「サイド・ラ

イン」ト並行シテ其中央ニ劃スルノデアアル。「センター・サーブ・ライン」ヲ假リニ延長シテ「ベース・ライン」ト直角ニ相接スル「コート」ノ内側ニ長サ四吋幅二吋ノ「ライン」ヲ劃ク、之レヲ「センター・マーク」ト云フ「ベース・ライン」ノ幅ハ四吋アツテモ良イガ其他ノ總テノ「ライン」ハ幅一吋以上二吋ヲ越シテハイケナイ、ソシテ總テノ寸法ハ「ライン」ノ外側デ計ル。

注意 國際選手權試合(デイヴィス・カップ)其他國際的公式ノ選手權試合ノ場合「ベース・ライン」ノ後方ハ廿一呎以上、「サイド・ライン」ノ方ハ十二吋ノ空地カナケレバナラヌ。

第二條 「コート」ノ常設物トハ單ニ「ネット・ポスト」網、金屬性索、「ストラップ」バンド」ナドヲ含ムバカリデナク「バック・ストップ」「サイド・ストップ」「スタンド・コート」ヲ周ル固定席移動席、椅子、ソレヲ占有スルモノデモ「コート」ノ周圍ヤ天井ノ總テノ固着物、定メノ席ニアル「アン・パイアー」ヤ「フット・フォールト・ジャツジ」等ヲモ含ム。

第三條 「ボール」ハ直徑二吋二分ノ一以上二吋八分ノ五以下、重サハ二オンス以上、二オンス十六分ノ一以下デナケレバナラヌ。「ボール」ハ華氏六十八度前後ノ氣温ノ時百吋ノ高サカラ「コングリート」ノ床ニ落シテ五十吋乃至六十吋「バウンド」スルモノデナケレバナラヌ。

第四條 「プレーヤー」ハ「ネット」ノ反對ノ側ニ立ち、最初「ボール」ヲ打出ス「プレーヤー」ヲ「サ

ーヴァー」ト呼ビ、他ヲ「レシーヴァー」ト稱ス。

第五條 最初ノ「ゲーム」ニ於テ「サイド」ノ選擇、「サーヴァー」或ハ「レシーヴァー」タル權利ハ「トツス」デ決定スル。若シ「トツス」ノ勝者ガ「サーヴァー」或ハ「レシーヴァー」タルノ權利ヲ選ンダナラバ其相手ハ「サイド」ヲ選ム。若シ「トツス」ノ勝者ガ「サイド」ヲ選ンダナラバ其ノ相手ハ「サーヴァー」タルカ「レシーヴァー」タルカノ權利ヲ選ブ。「トツス」ノ勝者ハ任意ニ最初ノ選擇權ヲ相手ニ要求スル事モ出來ル。

第六條 「サーヴ」ヲ始メルニ當ツテ、「サーヴァー」ハ少クトモ「ベース・ライン」ノ後方(「ネット」カラ云ツテ)「センター・マーク」ノ假想線ト「サイド・ライン」ノ間ニ兩足ヲ着ケテ立ち、「サーブ・イス」ガ打出サレル迄次ノヤウニセナケレバナラヌ。

(a) 歩イタリ走ツタリシテ其位置ヲ變更シテハイケナイ。

(b) 地上ニ密着セシメル。

(c) 兩足ヲ「ベース・ライン」ノ後方ニ置ク。

注意 (b)ノ場合兩足ガ同時ニ地ヲ離レテハイケナイ。

第七條 「サーブ・イス」ハ次ノヤウナ仕方デ打出サレナケレバナラヌ、「サーヴァー」ハ「ボール」ヲ

手で空中に投げて上ゲツシテ「ラケット」で打ツ、但片腕ノミヲ使用スル「プレーヤー」ハ「ボール」ヲ投げて上ゲルニ「ラケット」ヲ利用シテモ差支ナイ、「サーブ」ハ「ラケット」ト「ボール」ト接觸シタ瞬間ニ爲サレタモノト認メル。

第八條 「サーブ」ハ常ニ右ト左ト区分シタ「コート」ノ後方カラ爲シ、各「ゲーム」共右側カラ始メル。「サーブ」サレタ「ボール」ハ「ネット」ヲ越サナケレバナラヌ、ソシテ相手ガソレヲ受ケ返ス前、對角線ヲナス反對側ノ「サーブ」コートノ「グラウンド」、又ハ「サーブ」コート「ラケット」ヲ區劃スル「ライン」ノ上ニ打込マレナケレバナラヌ。

第九條 「サーブ」ハ次ノ場合「フォールト」デアル。

- (a) 「サーブ」ガ規則第六條、第七條、或ハ第八條ニ違反シタル場合。
- (b) 「ボール」ヲ打タウトシテ打損ジタ場合。
- (c) 「ボール」ガ「グラウンド」ニ打込マル、前、「ネット」「ストラップ」「バンド」以外ノ常設物ニ觸レタ場合。

第十條 「フォールト」ノ後(若シ最初ノ「フォールト」デアツタラ)「サーブ」ハ一度「フォールト」シタ共同ジ「コート」カラモウ一度「サーブ」シナケレバナラヌ、但「コート」ヲ間違ツタ爲メ

ニ「フォールト」トナツタ場合ハ正シキ「コート」ニ返ツテノ「サーブ」ハ一度シカスル事ガ出來ナイ。

「フォールト」ハ次ノ「サーブ」ガ爲サレタ後ハ主張スル事ハ出來ナイ。

第十一條 「サーブ」ハ「レシーブ」ガ用意スル迄ハ「サーブ」シテハイケナイ、「レシーブ」ガ「サーブ」受ケ返サウトシタ時ハ用意シタモノト見做サレル。併シ「レシーブ」ガ用意シテナイ事ヲ表示シテモ「サーブ」ガ制規ノ「グラウンド」ニ打込マレナカツタノヲ理由トシテ「フォールト」ヲ主張スル事ハ出來ナイ。

第十二條 「サーブ」ハ次ノ場合「レット」デアル。

- (a) 「サーブ」サレタ「ボール」ガ「ネット」「ストラップ」「バンド」ニ觸レタ場合但「ボール」ガ相手ノ正當ナ「コート」ニ入ツタ時ニ限ル。
- (b) 「レシーブ」ガ用意シテナイ時ニ爲サレタ「サーブ」或ハ「フォールト」(第十一條

参照)。

「レット」ノ場合「サーブ」ハ勘定ニ入レナイ、ソシテ「サーブ」ハ再ビ「サーブ」スル、併シ「レット」ハ前ノ「フォールト」ヲ取消スモノデハナイ。

第十三條 最初ノ「ゲーム」ガ終ツタ時「レシーヴァー」ハ「サーヴァー」トナリ、「サーヴァー」ハ「レシーヴァー」トナル、斯クシテ交互ニ「マツチ」ヲ通ジテ「ゲーム」ヲヤツテ行ク。若シモ順番デナイ「プレーヤー」ガ「サーヴ」シタ場合、間違ガ發見サレタラ直ニ順當ノ「プレーヤー」ガ「サーヴ」セナケレハナラヌ、此ノ發見サル、前ノ總テノ「ポイント」ハ計算サレル、但發見サル、前ノ「サーヴィス」ノ其「フォールト」ハ計算サレナイ。此間違ガ發見サレル前ニ「ゲーム」ガ完了シタ場合「サーヴィス」ノ順序ハ變更セラレタ儘ニスル。

第十四條 「ボール・イス・インプレー」ト云フノハ「フォールト」或ハ「レット」デナイ「サーヴィス」ガ爲サレタ時カラ其「ポイント」ノ決定サレル迄續クノデアアル。

第十五條 「サーヴァー」ハ次ノ場合一點ヲ得ル。

(a) 「サーヴ」サレタ「ボール」ガ「グラウンド」ニ打込マレナイ前「レシーヴァー」或ハ其着テルモノヤ携帯シテ居ルモノニ觸レタ場合。

(b) 「レシーヴァー」ガ第十七條ノ規定ニヨリ失點セシ場合。

第十六條 「レシーヴァー」ハ次ノ場合一點ヲ得ル。

(a) 「サーヴァー」ガ二度續ケテ「フォールト」シタ場合。

(b) 「サーヴァー」ガ第十七條ノ規定ニヨリ失點セシ場合。

第十七條 「プレーヤー」ハ次ノ場合一點ヲ失フ。

(a) 打合中「ボール」ガ二度續ケテ「グラウンド」ニ當ル前直接ネットヲ越シテ返シ得ナカツタ場合(但規則第二十條(c)ノ場合ヲ除ク)

(b) 打合中「ボール」ヲ打チ返シテモソレガ相手ノ「コート」ノ區劃線外ヤ、常設物或ハ其他ノモノニ當ツタ場合。

(c) 「コート」外ニ立ツテ居ツタ時デモ「ヴォレー」ヲシテヨク打返ス事ガ出來ナカツタ場合。

(d) 打合中「ストローク」ヲ爲ヤウトシテ一度以上「ラケット」ニ觸レタリ打ツタリシタ場合。

(e) 「ボール」ヲ打ツ時デモ打合中ノ如何ナル場合デモ自身或ハ「ラケット」(手ニ持ツテ居テモ居ナクトモ)或ハ着テルモノヤ、持ツテ居ルモノガ「ネット」「ポスト」「綱」「ストラップ」「バンド」或ハ相手ノ「コート」ノ「グラウンド」ニ觸ツタ場合。

(f) 「ネット」ヲ越エナイ前ニ「ヴォレー」シタ場合。

(g) 打合中、打アウトシテ居ル「ラケット」ヲ除キ「プレーヤー」自身及着テルモノヤ持ツテ居ルモノガ「ボール」ニ觸レタ場合。

第十八條 「ライン」ノ上ニ落ちタ「ボール」ハ其「ライン」デ區劃サレタ「コート」内ニ落ちタモノト見做ス。

第十九條 打合中「グラウンド」ニ當ツタ後常設物(「ネット」「ポスト」「コート」「ケーブル」「ストラップ」「バンド」以外ノ)ニ觸レタ時ハソレヲ打ツタ「プレーヤー」ハ一點ヲ得ル、若シコレガ「グラウンド」ニ當ル前デアツタラ相手方ガ一點ヲ得ル。

第二十條 次ノ場合ハ有効デアル。

(a) 「ボール」ガ「ネット」「ポスト」「コード」「ケーブル」「ストラップ」「バンド」等ニ觸ツテモ、ソレ等ノモノヲ越シテ「コート」内ノ「グラウンド」ニ落ちタ場合。

(b) 「サーヴ」シタ「ボール」デモ打返シタ「ボール」デモ一旦正當ナ「コート」内ノ「グラウンド」ニ入り「ネット」ヲ越シテ撥ネ返リ或ハ風ノ爲メ戻ツテ來、ソレヲ打タウトシタ「プレーヤー」ガ「ネット」ヲ越シテ「ボール」ヲ打ツテモ、自身竝ニ着物ヤ「ラケット」ガ「ネット」「ポスト」「コード」「ケーブル」「ストラップ」或ハ相手方ノ「コート」ニ觸ラナカッタラ、ソレハ有効デアル。

(c) 「ボール」ガ「ポスト」ノ外側ヲ通ツテ返サレタ時、タトヘソレハ「ネット」ノ頂上ノ水平線

ノ上デモ下デモ又ソレガ「ポスト」ニ觸ツテモ若シ正當ナ「コート」内ノ「グラウンド」ニ落ちタ場合ハ有効デアル。

(d) 「ボール」ガ返サレタ後「プレーヤー」ノ「ラケット」ガ「ネット」ヲ越シテモ相手カラ來タ球ガ一旦「ネット」ヲ越シテ居リソレガ適法ニ返サレタ場合ニハ有効デアル。

(e) 「サーヴ」サレタ「ボール」デモ打合中ノ「ボール」デモ「コート」内ニ轉ガツテ居ル「ボール」ニ當ツタ場合「プレーヤー」ガ其「ボール」ヲ返シ得レバソレハ有効デアル。

第二十一條 「プレーヤー」ガ自分ノ「コントロール」以外ノ他ノモノ、爲メニ「ストローク」ヲ妨ゲラレタル時ハ其「ポイント」丈ケヲヤリ直ス事ガ出來ル、但シ常設物ハ此限りデナイ。

第二十二條 若シ「プレーヤー」ガ最初ノ一點ヲ得レバ「スコア」ハ其「プレーヤー」ニ對シ「ファイフティーン」ト稱シ、第二點ヲ得タ時ハ「サアデー」ト呼ビ、第三點ヲ得タ時ハ「フォアデー」ト云ヒ、第四點ヲ得タ時ハ「ゲーム」トナル、但次ノ場合ハ例外デアル。

若シ双方ノ「プレーヤー」ガ三點宛ヲ得タ時ハ「デュース」ト云ヒ、次ノ一點ヲ得タル「プレーヤー」ニ對シテハ「アドヴァンテージ」ト稱ス、若シ他ノ「プレーヤー」ガ次ノ點ヲ得レバ再ビ「デュース」トナリ、斯クシテ一方ノ「プレーヤー」ガ「デュース」ノ直後二點續ケテ得點スル迄續ケテ二

點ヲ得タ「プレイヤー」ガ「スコア」ヲ得ル事ニナル。

第二十三條 最初六「ゲーム」ヲ得タ「プレイヤー」ハ「セット」ヲ得ル。

但次ノ場合ヲ除ク。双方ガ五「ゲーム」ヲ得タ場合、「スコア」ハ「ゲームス・オール」ト呼バレ次ノ「ゲーム」ヲ得タ方ガ「アドヴァンテージ・ゲーム」トナル、若シ同ジ「プレイヤー」ガ次ノ「ゲーム」ヲ得レバ「プレイヤー」ガ次ノ「ゲーム」ヲ得レバ「プレイヤー」ガ次ノ「ゲーム」ヲ得レバ再ビ「ゲームス・オール」ト呼バレ、斯ウシテ一方ガ他方ヨリモ二「ゲーム」多ク取レバ「セット」ハ其「プレイヤー」ニ歸ルノデアル。

第二十四條 「プレイヤー」ハ各「セット」中第一、第三其他ノ奇數ノ「ゲーム」ノ終ル毎ニ「サイド」ヲ變更セナケレバナラス、但「セット」ヲ終ツタ後「ゲーム」數ガ偶數デアツタナラバ次ノ「セット」ノ第一「ゲーム」ガ終ル後迄ハ「サイド」ヲ變更シナイ。

第二十五條 一「マツチ」ニ於ケル「セット」ノ最大限ハ五「セット」デアル、但婦人ハ三「セット」トスル。

第二十六條 特ニ定メラレタル以後之等男子ニ關スル規則ハ婦人ニモ適用スル。

第二十七條 「マツチ」ニ於テ「アンパイアー」ガ定マレバ其判決ハ最終デアル、「レフエリー」ガ定

メラレタ場合ニハ規則上ノ疑問ニ關スル決定ハ「アンパイアー」カラ「レフエリー」ニ移ツテ行ク
スル場合「レフエリー」ノ判決ハ最終デアル。

「レフエリー」ハ任意ニ暗クナツタ場合ヤ「コート」天候ノ具合ニヨツテ何時デモ「マツチ」ヲ延期
スル事ガ出來ル、延期シタ場合ニ前ノ「スコア」ヤ「コート」ノ先取權等ハ其儘持續サレル、但
「レフエリー」ト「プレイヤー」ガ協議ノ上他ノ方法ニヨル時ハ別デアル。

第二十八條 「プレー」ハ最初ノ「サーブ」カラ「マツチ」ガ終ル迄續ケラレナケレバナラス但第
三「セット」ノ終リ、特ニ婦人ハ第二「セット」ノ終リニ於テ双方ノ「プレイヤー」ハ休息スル事ガ
出來ル、併シ十分間ヲ越エテハイケナイ、但「プレイヤー」ノ都合デナク必要ニ迫ラレタ場合、
又ハ「アンパイアー」ノ必要ト考ヘタ時ダケ中止スル事ガ出來ル、此ノ規約ハ最重ニ解釋セラレ
ナケレバナラス、「プレイヤー」ノ體力ヤ氣息ヲ回復セシムル爲メニ「プレー」ヲ中止シテハナラ
ナイ「アンパイアー」ハ故意ノ遲滯デアルカラ明確ニ判斷シ相當ノ警告ヲ與ヘタ後、違反者ヲ失
權セシムル事ガ出來ル。

注意 十分間休息ノ事ハ國內ニ舉行セラル、「トーナメント」ヤ「マツチ」ヤ競技ナドデハ此規則ヲ變更シテ
モ廢止シテモ自由デアル、但國際的「マツチ」デハ變更スル事ハ出來ナイ。

第二 ダブルス・ゲーム

第二十九條 叙上ノ規則ハ下記ヲ除ク外「ダブルス・ゲーム」ニモ適用スル。

第三十條 「ダブルス・ゲーム」ハ「コート」幅三十六呎「シングルス・ゲーム」ヨリハ兩側ニ於テ四呎二分ノ一廣イ、サウシテ二ツノ「サーブ・ライン」ノ間ノ「シングルス・サイド・ライン」ノ部分ハ「サーブ・ライン」ト呼バレル。其他ノ點ニ於テハ「コート」ハ規則第一條ニ示シタモノト同一デアル。但「ネット」ノ兩側ニアル「ベース・ライン」ト「サーブ・ライン」トノ間ノ「シングルス・サイド・ライン」ハ希望ニヨツテハ取去ル事ガ出來ル。

第三十一條 各「セット」ノ最初ノ「ゲーム」ニ「サーブ」スル權利ヲ有ツ組ハ「パートナー」ノ誰レガ「サーブ」スルカヲ定メル、相手ノ組モ亦第二ノ「ゲーム」ニ誰レガヤルカヲ定メル。最初ノ「ゲーム」ニ「サーブ」シタ「プレーヤー」ノ「パートナー」ハ第三ノ「ゲーム」ニ「サーブ」シナケレバナラス、第二ノ「ゲーム」ニ「サーブ」シタ「プレーヤー」ノ「パートナー」ハ第四ノ「ゲーム」ニ「サーブ」シナケレバナラスウシテ各セットノ總テノ「ゲーム」ハ此ノ同ジ順序デ續ケテ行ク。配列サレタ「サーブ」ノ順序ハ「セット」ヲ終ル迄ハ變更シテハイケナイ、併シ各新シイ「セット」

ノ始メニ於テ變更シ得ル。同様ニ「レシーブ・サーブ」ハ「サーブ」ヲ「レシーブ」スル目的ノ爲メニ「セット」中ニオ互ノ場所ヲ變更スル事ハ出來ナイ、併シ新シイ「セット」ノ始メニ於テハ變更スル事ガ出來ル。

第三十二條 規則第九條ニ規定サレタ外「サーブ」シタ「ボール」ガ「パートナー」若クハ其着テルモノ、持ツテ居ルモノニ觸レタ場合ハ「フォールト」デアル。併シ「サーブ」シタ「ボール」ガ「グラウンド」ニ落ちナイ前「レシーブ・サーブ」ノ「パートナー」或ハ其着テルモノヤ持ツテルモノニ觸レタ場合ハ「サーブ・エラー」ハ一點ヲ得ル。

第三十三條 「サーブ」スベキ順番デナイ「パートナー」ガ「サーブ」シタ時ハ其間違ガ發見サルルト共ニ順番ノ者ガ「サーブ」スベキデアル。但發見サル、前ノ點ヤ「フォールト」ハ計算サレ其儘ニスル。若シモ發見サル、前ニ「ゲーム」ガ終ツタ場合ハ「サーブ・サービス」ノ順序ハ變更シタ儘ニスル。

第三十四條 「サーブ・サービス」ヲ「レシーブ」スベキ「プレーヤー」ハ各「ゲーム」ヲ通ジテ交互ニ「レシーブ」セナケレバナラス。定メラレタル順序ハセットノ間ニ變更スル事ガ出來ナイ。

第三十五條 「ボール」ハ相手ノ「プレーヤー」ノ一人或ハ他ノ一人ニヨツテ打タレナケレバウラヌ。

此規則ニ反シテ一方ノ「プレイヤー」ガ「ラケット」デ打合中ノ「ボール」ニ觸ツタ時ハ相手方ノ得
 點トナル。

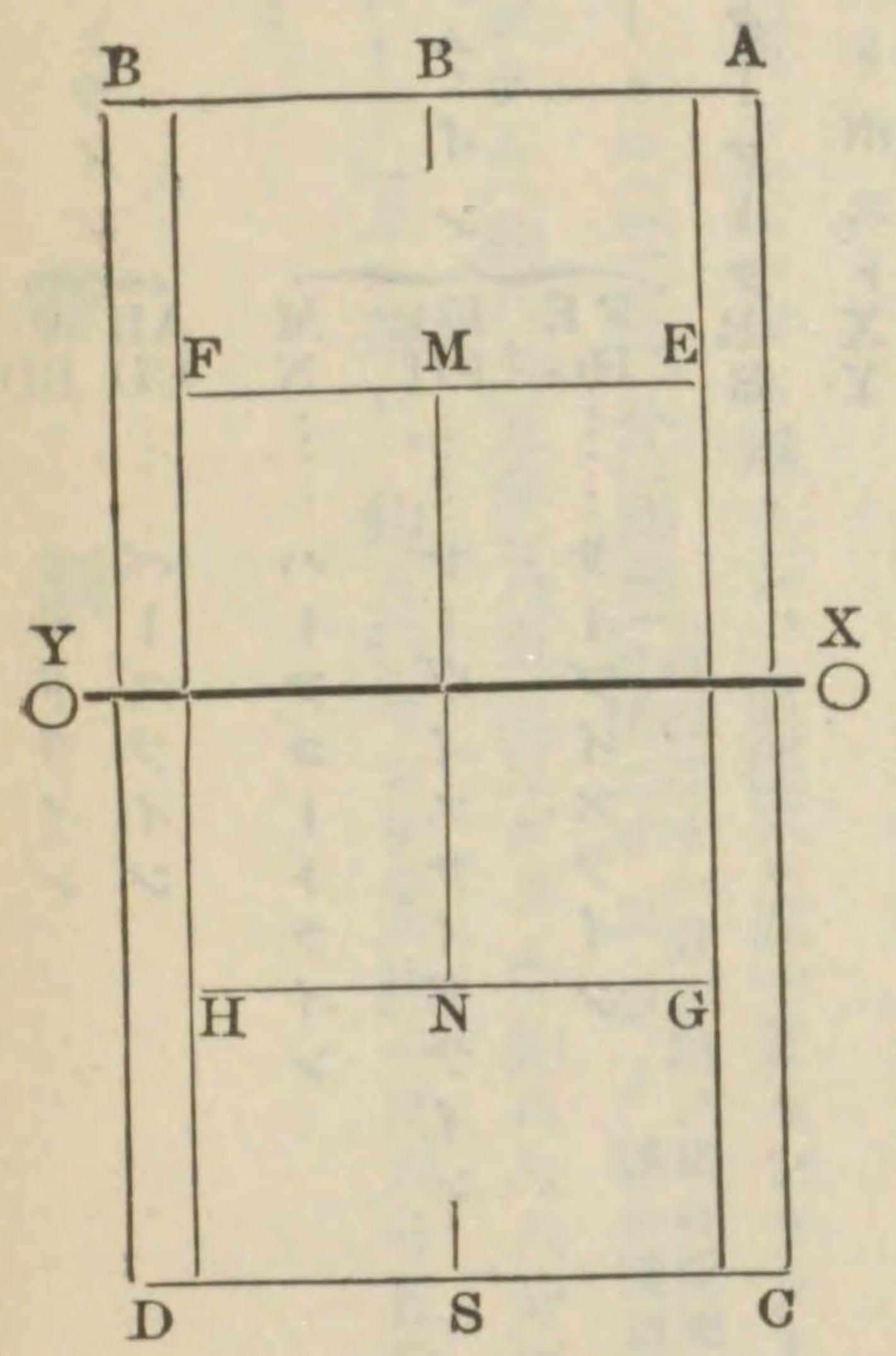
一八、明治神宮體育大會軟式庭球競技規程

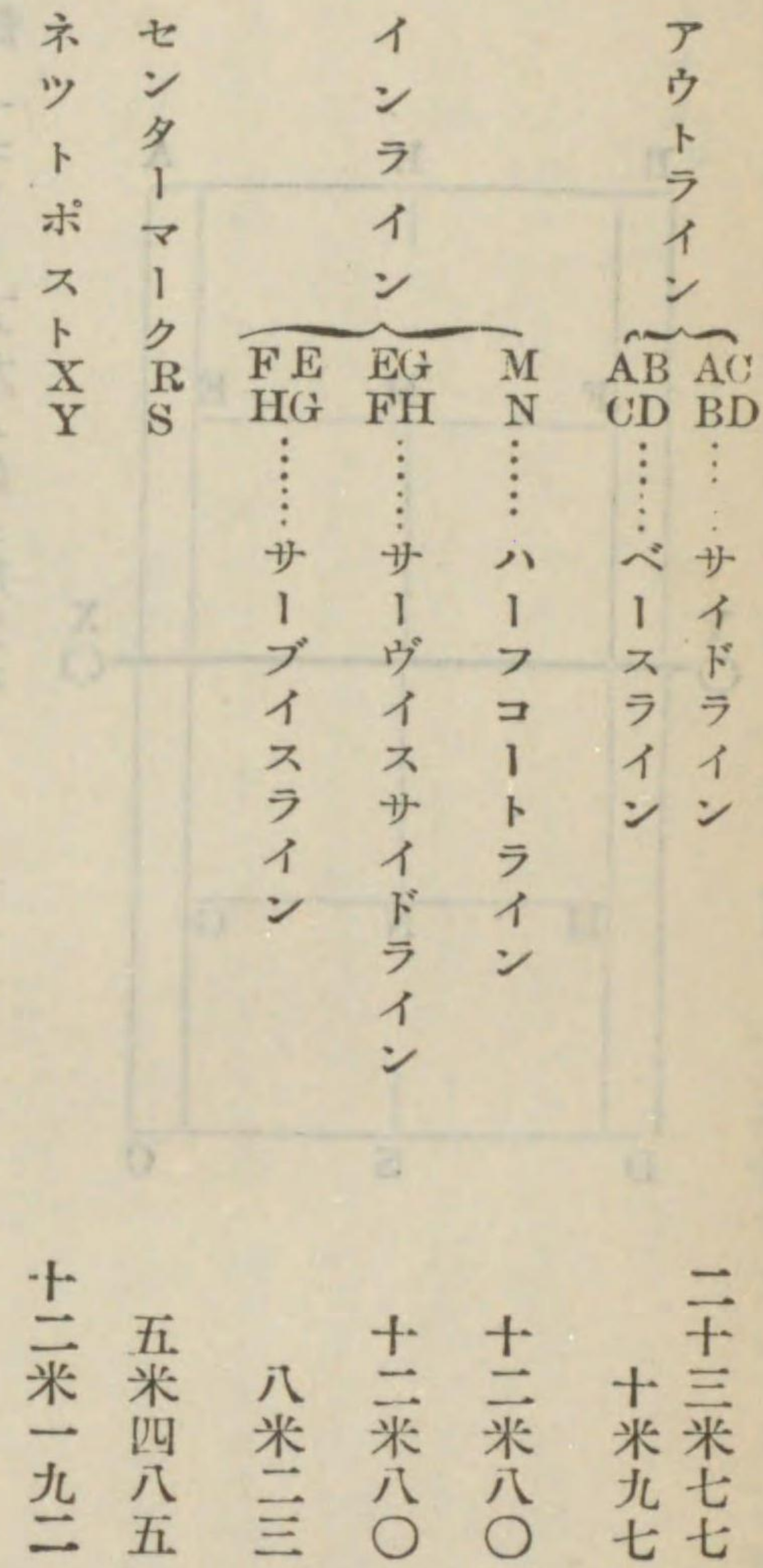
(附審判心得、プレイヤー心得)

第一 ダブルゲーム

コート

第一條 「コート」ハ左ノ如ク規定ス。





但シ「コート」ノ區劃ハ「アウトライン」ノ外側ヲ以テス。

第二條 「ライン」ノ幅ハ六・〇六センチメートル(二寸)ヲ標準トス。

ネット、ポスト

第三條 「ネット」ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

一、「サイドライン」ノ中央ニ張り、其ノ延長ハ「ポスト」ノ外側ヨリ他ノ「ポスト」ノ外側迄二二、

一九二米突トス。

二、高サハ兩端ニ於テ一・〇六米突(三尺五寸)トシ成ルベク水平ニ張ルベシ。

三、充分ノ長サ及幅ヲ有シ兩ポスト及コート面ニ密接セシメ上端ニハ幅六・〇六センチメートル(二寸)ノ白布ヲ附シ網目ハ三・〇三センチメートル(一寸)以下タル可シ。

第四條 左右ノ「ポスト」ハ「ネット」ト同高ニシテ兩「サイドライン」ヨリ同一距離トス。

ボール

第五條 「ボール」ハゴム球トシ、直径六・五一五センチメートル(二寸一分五厘)乃至六・五四六センチメートル(二寸二分)圓周(直径二寸一分五厘ノ場合圓周二〇センチメートル四六八(約六寸七分五厘)重

量三二グラム(約八匁五分)乃至三三グラム(約八匁八分)ヲ以テ標準トシ一米半(約五尺)ノ高サヨリ「コート」上ニ落シ、約五〇センチメートル(約一尺六寸五分)以上ノ高サニ「バウンド」スルモノタル可シ。

審判

第六條 審判者ハ對抗試合ノ場合ニ在リテハ双方ノ「キャプテン」合議ノ上、大會ノ場合ニ在リテハ其ノ委員之ヲ定ム。

第七條 審判者ハ「プレーヤー」以外ノ第三者タル可シ。

第八條 審判者ハ六名トシ内一名ヲ正審、一名ヲ副審、外四名ヲ「ライン」審判者トス。但場合ニ依リテハ「ライン」審判者ノ數ヲ減スル事ヲ得。

第九條 正審ハ本規則ニ據リ競技ノ進行ヲ掌リ、他ノ審判者ヲ適所ニ配置シテ判定ノ資トス。

第十條 「ボール」ノ「イン」若ハ「アウト」ハ「ボール」ノ落下點ヲ以テ制定ス可シ。

但「ボール」ガ「ライン」ニ觸レタル時ハ其ノ「ライン」ニテ劃スル「コート」内ニ入りタルモノト認ム、「サーブ」ノ場合モ亦同シ。

ゲ ー ム

第十一條 「プレーヤー」ハ二人ヲ以テ一組トス。

第十二條 「プレーヤー」ハ五ニ「ネット」ニ對シ反對ノ「サイド」ニ立ツ可シ、「ゲーム」ニ際シ最初「ボール」ヲ打ち出ス組ヲ「サーブ」ト稱シ他ヲ「レシーブ」ト稱ス。

第十三條 「ゲーム」開始ニ當リ「サイド」又ハ「サーブ」若ハ「レシーブ」ノ選擇ハ「トツス」ニヨリ之ヲ定ム「トツス」ノ勝者「サーブ」若ハ「レシーブ」ヲ選ビタル時ハ他者ハ「サイド」ヲ選ブ、勝者ガ「サイド」ヲ選ビタルトキハ他者ハ「サーブ」若ハ「レシーブ」ヲ選ブ可シ。

第十四條 第一回ノ「ゲーム」ヲ終リタルトキハ、「サイド」ヲ變更スルモノトス、第二回以後奇數ノ「ゲーム」終リタルトキ亦同ジ。

各ゲームヲ終ル毎ニ「サーブ」、「レシーブ」ハ交替ス。

第十五條 「プレーヤー」ハ正審ノ「レデュー」ニヨリ各自其ノ採ル可キ位置ニツキ「プレーボール」ニヨリ「ゲーム」ヲ開始ス。

第十六條 「カウント」ハ得點ヲ以テ「サーブ」・「サイド」ヨリ之レヲ數フ、「ゲーム」ノ「カウント」亦同ジ。

第十七條 一ゲームノ勝負ハ一方ガ早ク四點ヲ得タルトキニ之ヲ決ス。

但双方三點宛ヲ得タル時ハ其ノ何レカガ先キニ續ケテ二點ヲ勝チ越シタルトキ勝負ヲ決スルモノトス。

點ノ計算法ハ左ノ如シ。

一方ノミガ一點ヲ得タル場合

ワン、ゼロ、又ハゼロ、ワン

一方ノミガ二點ヲ得タル場合

ツ、ゼロ、又ハゼロ、ツ

一方ノミガ三點ヲ得タル場合

スリー、ゼロ、又ハゼロ、スリー

双方一點宛ヲ得タル場合

ワン、オール

双方二點宛ヲ得タル場合

ツ、オール

双方三點宛ヲ得タル場合

デヴース

一方ガ二點ヲ得他ガ一點ヲ得タル場合

ツ、ワン、又ハワン、ツ

一方ガ三點ヲ得他ガ一點ヲ得タル場合

スリー、ワン、又ハワン、スリー

一方ガ三點ヲ得他ガ二點ヲ得タル場合

スリー、ツ、又ハツ、スリー

デヴースノ後一方ガ一點ヲ得タル場合

アトブアンテージ、サーブア

又ハアトブアンテージ、レシブア

「デヴース」ノ後双方一點宛ヲ得タル場合ハ再ビ「デヴース」トナル。

第十八條 勝負ハ七回ゲームヲ以テ標準トシ何レカ一方早クゲーム四回ヲ勝チタル時ニ決シ双方

ゲーム三回宛ヲ得タル時ハ其ノ後一方ガ先ニ續ケテゲーム二回ヲ勝越シタルトキニ決スルモノ

トス、但對抗試合ニ於テハ「キャプテン」、大會ニ於テハ其ノ委員豫メ合議ノ上ゲーム數ヲ省略スルコトヲ得。

第十九條 「ラツケツト」ハ同時ニ二本以上持ツコトヲ得ズ。

サーブイス

第二十條 「サーブイス」ハ之ヲ爲スノ意志ヲ以テ手ヨリ「ボール」ヲ離シタル時ニ始マリ地上ニ落ちザル前ニ「ラツケツト」ヲ以テ之ヲ打チシ瞬間ニ終ルモノトス。

第二十一條 「サーブイス」ハ「ネット」ニ向ツテ右側ヨリ始メ對角線上ニアル「サーブイス・ポツク」内ニ入ルベキモノニシテ左右交互ニ之ヲ行フモノトス。

第二十二條 「サーブイス」ハ「ベースライン」ノ端ト「センターマーク」トノ間ニ立ち、停止ノ状態ニ於テ兩足ヲ「ライン」外ニ置キ少クトモ一脚ヲ地ニ着ケテ爲シ終ル可キモノトス。

第二十三條 「サーブイス」ハ其組ノ内何レノ者ガナスモ隨意ナレドモ一ゲーム中ニ於テハ交代スルヲ得ズ。

第二十四條 始メニ「サーブイス」スベキ組ニ在リテハ何レノ一人ガ始メテ「サーブイス」スベキカ

ヲ定ム可シ、他ノ組モ亦次ノ「ゲーム」ニ「サーブ・サービス」スベキモノヲ定ムベシ而シテ始メニ「サーブ・サービス」セル組ノ他ノ一人ハ第三ゲームニ「サーブ・サービス」シ第二「ゲーム」ニ「サーブ・サービス」セシ組ノ他ノ一人ハ第四ゲームニ於テ「サーブ・サービス」スベシ斯ノ如キ順序ニ於テ交互ニ「サーブ・サービス」ヲ行ヒ其ノ順序ヲ變更スルコトヲ得ズ。

前條及前項ニ違反シタル場合ハ「ノーカウント」トス、但「ファースト・サービス」、「フォールト」ナルトキハ「セカンド・サービス」ヨリナスモノトス。

第二十五條 「レシーブ・サーブ」ハ「ゲーム」中ニ於テハ其ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ズ。

第二十六條 「レシーブ・サーブ」ノ用意無キ時ニ爲サレタル「サーブ・サービス」ハスベテ「ノーカウント」トス但シ「レシーブ・サーブ」ノ用意ノ有無ハ正審ノ判定ニ委ス。

第二十七條 次ノ場合ハ「フォール」トス。

- 一、「サーブ・サービス」セル「ボール」ガ直接ニ「サーブ・サービス」内ニ落ちザル場合。
- 二、「サーブ・サービス」スル「ボール」ガ他ノ「インプレーヤー」ノ「ラケット」又ハ身體、着物、所持品ニ觸レタル場合。
- 三、第二十一條及第二十二條ニ違反セル場合。

第二十八條 「サーブ・サービス」セル「ボール」ガ「ネット」又ハ其ノ附屬物若ハ「ポスト」ニ觸レテ「サーブ・サービス」内ニ落ちタル場合ハ「レット」ト稱シ、「ノーカウント」トス。

第二十九條 續ケテ二ツノ「フォールト」ヲ爲シタルトキハ一點ヲ失フ。

第三十條 次ノ場合ニ於テ「サーブ・サーブ」ハ一點ヲ得。

- 一、「レシーブ・サーブ」ガ「ライト・サーブ・サービス」ヲ受ケ損シ又ハ球ガ「ネット」ヲ越サズ若ハ「アウト」セルトキ。
- 二、他ノ「アウト・プレーヤー」ニ向ツテ爲サレタル「ライト・サーブ・サービス」ヲ受ケタルトキ。
- 三、「サーブ・サービス」ガ地ニ落ちザル前直接ニ「アウト・プレーヤー」ノ「ラケット」又ハ身體、着物、所持品ニ觸レタルトキ。

ボール・イン・プレー

第三十一條 次ノ場合ニ於テ「プレーヤー」ハ一點ヲ失フ。

- 一、打ち返セル「ボール」ガ「ネット」ヲ直接ニ越サザルトキ、但「ポスト」ノ外側ヲ廻リ或ハ之ニ觸レテ入レル「ボール」及「レット・イン」ハ有効トス。

- 一、「ボール」ガ「アウトライン」外ニ落ちタルトキ。
 - 二、「コート」上ニ二度「バウンド」シタル後打チタルトキ。
 - 三、「ボール」ヲ打ツ時同一「ラケット」ニ一度以上觸レタル場合又ハ一旦「イン・プレーヤー」ノ「ラケット」ニ觸レタル「ボール」ヲ更ニ打チタルトキ。
 - 四、「ボール」ガ審判者ノ身體、着物、所持品又ハ競技ノタメニ特ニ設ケラレタル物體ニ當レル場合但自然物ニ對シテハ豫メ「コート・ルール」ヲ定メ置クコトヲ要ス。
 - 五、「ボール」ガ「プレーヤー」ノ「ラケット」以外ノ部分即チ身體、着物、所持品ニ觸レタル場合
 - 六、「ラケット」又ハ身體、着物、所持品等ヲ「ネット」若ハ「ポスト」ニ觸レタル場合、又ハ「ラケット」ガ手ヨリ離レテ「ネット」又ハ「ポスト」ニ觸レ又ハ越セルトキ、但「ネット」ヲ越セル「ボール」ヲ「ヴォレー」シタル爲メ「ラケット」又ハ身體ノ一部ガ「ネット」ニ觸レズシテ「オーバー」シタル時ハ有効トス。
 - 八、「ネット」ヲ越サザル前ニ「ボール」ヲ打チタルトキ。
- 第三十二條 次ノ場合ハ「ノーカウント」トス。
- 一、不時ノ出來事又ハ第三者ノ妨害ニヨリ競技ヲ妨ケラレタル場合、但不時ノ出來事又ハ第三

- 者ノ妨害ナリヤ否ヤハ正審ノ判定ニヨル。
- 一、正審ガ有効ナルベキ「ボール」ヲ失點ト誤審シタルタメ其誤審ヲ正ス場合。
- 第三十三條 「コート」外ニ於テモ「ボール」カ直接ニ「ラケット」又ハ身體、着物、所持品ニ觸レタルトキハ「アウト」ニアラズ有効トス。
- 第三十四條 「プレーヤー」ハ競技中ニ休息スルコトヲ得ズ。
- 第三十五條 「プレーヤー」ハ何等ノ事故ヲ以テスルヲ問ハズ正規時間ヨリ十分間ヲ經過スルモ尙競技ヲ爲ス事能ハザル場合ハ棄權シタルモノト看做ス。
- 第三十六條 天候其他ノ事由ニヨリテ正審ガ競技ノ延期ヲ宣告セル場合ニハ其ノ「スコア」ハ有効トシ、競技再開ノ時ハ其ノ儘續行シ試合ヲ終ルベキモノトス。
- 第三十七條 正審ハ左ノ行爲ヲナシタル組ニ對シ一點ヲ失フコト、又ハ其ノ組ノ敗若ハ其ノ「チーム」ノ敗ヲ宣告スルコトヲ得。
- 一、ゲーム開始後正審ノ宣告ニ從ハズシテ一方ノ組ガ「ゲーム」ヲ續行セザル場合。
 - 二、一方ノ組ガ、「ボール・イン・プレー」以外ノ方法ニヨリ「ゲーム」ヲ長引カシメントスル行爲アリタル場合。

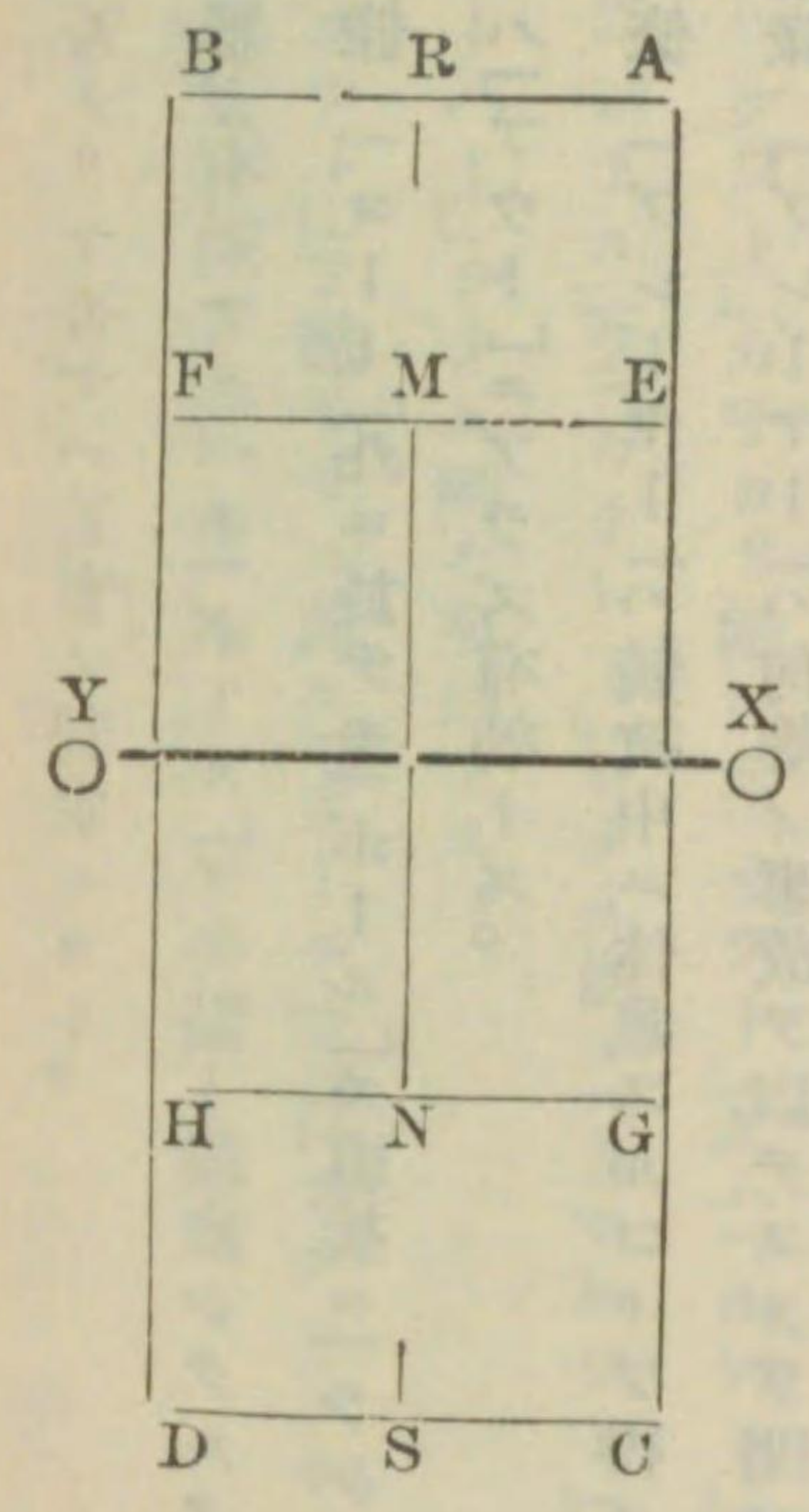
三、其ノ他一切「ゲーム」ノ進行ヲ妨害スベキ行爲アリタル場合、

第三十八條 正審ノ判定ハ如何ナル場合ニ於テモ次ノ「サービス」ガナサレタル後ハ廻ツテ之ヲ訂正スルコトヲ得ズ。

第三十九條 此ノ外競技ニ關シ規則外ノ事故發生シタル際ハ從來ノ慣例ニヨル、但慣例ナキトキハ正審及双方キャプテン又ハ大會委員合議ノ上之ヲ處理ス。

第二一 シングル・ゲーム

第四十條 コートハ左ノ如ク規定ス。



アウトライン

AC BD サイドライン
AB CD ベースライン

二十三米突七七

八米突二三

インライン

M N ハーフコートライン
EF GH サービスライン

十二米突八〇
八米突二三

センタマーク

R S

ネットポスト X Y 九米突七三

但「コート」ノ區劃ハ「アウトライン」ノ外側ヲ以テス。

第四十一條 第一條、第三條第一號ノ末段、第十一條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條第二號及第三十條第二號ヲ除クノ外本規則及附則ハ之ヲ「シングルゲーム」ニ適用ス

附 則

第四十二條 試合ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ。

一、各チームヨリ奇數ニシテ同數ノ組ヲ出シ一組宛ノ勝敗ヲ決シ勝ゲーム數合計ノ多キ「チーム」ヲ勝トス。

二、各「チーム」ヨリ同數ノ組ヲ出シ一組宛ノ勝敗ヲ決シ順次其ノ順序ヲ變更スルコトナク一組宛勝敗ヲ定メ最後ニ勝ち殘レル組ノ「チーム」ヲ以テ勝トス。

各「チーム」ノ組ノ出場順序ハ豫メ試合開始前ニ發表スルモノトシ其ノ中一名ヲ「キャプテン」トシ試合ニ關シ各チームヲ代表ス、但一旦發表シタル順序ハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ。

第四十三條 大會ハ出場選手ノ組數ガ四、八、十六、三十二、六十四、百二十八ノ如キ正規ノ組數ナルトキハ大會委員ハ公平ナル抽籤ニヨリ出場順序ヲ決定シ若シ出場組數ガ不規則ナル數ナルトキハ大會委員ハ出場總組數ヨリ多クシテ且出場組數ニ最モ近キ正規ノ數ヨリ出場組數ヲ減ジ其ノ差ヲ不戰一勝組數トシ更ニ不戰一勝組數ヲ出場組數ヨリ減ジタル差ヲ第一回戦出場者トシ公平ナル抽籤ニヨリテ大會番組ヲ決定スルモノニシテ不戰組カ偶數ナルトキハ大會番組ノ頭數ト尾部ニ同數ヲ置キ奇數ナルトキハ頭部ニ一組多ク置クモノトス。

第四十四條 審判臺ハ「ポスト」ノ外側ヨリ六・〇六七センチメートル（二尺）ヲ離シテ設クルヲ適當トス。

第四十五條 「トツス」ニ於テハ一方ヲシテ「ラツケット」ヲ地上ニ廻サシメ他方ガ其ノ表裏何レカヲ云ヒ當テタルトキ之ヲ「トツス」ノ勝者トス。

第四十六條 「シングルコート」ハ「ダブルコート」及「ネット」ヲ代用スルコトヲ得。

第四十七條 第三條第二號、第五條、第二十四條ハ大正十五年度ヨリ之ヲ實施ス。

審判ニ關スル心得

一、審判者ハ絶對公平ニシテ私心ヲ許サズ。

二、審判者ハ仕合ナレバ「キャプテン」ノ合議、大會ナレバ大會委員之ヲ選定ス。

（規則第六條參照）

三、審判者ハ競技ニ關係ナキ公平ナル第三者タルベク且、テニス規則ニ精通シ、テニスヲ充分理解セル人格高潔ノ士ナラザルベカラズ。（規則第七條參照）

四、審判者ハ「ゲーム」ノ判定ノミナラズ其進行及ゲーム中ニ起レル一切ノ事故ニ對スル處決權ヲ有スルモノナレバ冷靜ニ機宜ノ處置ヲ採リ「プレーヤー」ニ對シ親切ナルベシ。

五、審判者ハ仕合開始前ゲームノ進行ニ關シ妨害ノ虞アリト認メラルベキ障害物ニ對シテハ豫メ「コートルール」ヲ協定シ競技者ニ注意ヲ與ヘ置クベシ。（規則第三十一條第五號參照）

六、審判者ハ必要ニ應ジ一般觀覽者ニ對シ競技ノ進行ニ妨ゲナキ様注意ヲ與フベシ。

七、審判者ハ六名トシ、一名ヲ正審、一名ヲ副審トシ、他ノ四名ハライン審判者トナリ適宜判定ノ範圍ヲ定メ特別ノ事故發生セザル限りゲーム中其ノ位置ヲ變更スベカラズ。

八、正審ハ本規則ニヨリ競技ノ進行ヲ掌リ他ノ審判者ヲ適所ニ配置シテ判定ノ資トス。

(規則第九條參照)

九、審判ノ着クベキ位置ハ左ノ如シ。

イ、正審ハ審判臺ニ在ルベシ。

ロ、副審ハ正審ノ反對側ニ位置シ「サービス」ノ場合ニ於テハ「シープ」側「サービスライン」ノ延長線上ニ在リ、「サービス」ヲ終リタルトキハ「ポスト」側ニ復歸スベシ。

ハ、ライン審判者ハ正審ノ必要ト認ムル「ライン」ノ延長線上ニ位置ス。

一〇、正審ハ「ゲーム」ノ判定、宣告ノ外、其ノ競技ヲ主宰シ、副審之ヲ助ケ特ニ「サービス」及其ノ所定ノ側ノ「サイドライン」ノ判定ヲナシ、正審競技中突然ノ事故ニヨリ審判ヲナスコト能ハザルトキハ之ニ代リ、「ライン」審判者ハ各自受持ノ「ライン」ニ於ケル、「ボール」ノ「イン」又ハ「アウト」ヲ判定シ、副審及「ライン」審判者ノ判定ハ正審ニ對シ明瞭ニ「サイン」スベシ。

一一、正審ハ競技開始前「サーヴァー」、「レシーヴァー」ノ氏名ヲ一般觀衆ニ紹介シタル後、始

メテ「プレー・ボール」ヲ宣スベシ。

一二、「サービス」ノ順序及「サイド」ノ交替等ニ付テハ之ヲ誤ラザル様特ニ注意スベシ。

一三、正審ノ宣告ハ最後ノモノナレバ最モ慎重ナルベシ。

一四、正審ハ高聲、明瞭、且簡單ニ宣告シ「プレーヤー」ノ「ゲーム」進行ニ妨ゲナキ様各「ゲーム」又ハ各「ポイント」ノ終リタルトキ直チニ敏速ニナシ宣告ノ瞬間ヲ誤ラザル様注意スベシ

一五、正審ハ他ノ審判者ガ所定ノ位置ニ着キタルヤ、否ヤヲ見定メ「レデー」次デ「プレーボール」ニヨリテ競技ヲ開始スベシ但シ第二回以後ノ「ゲーム」ニ對シテハ「プレーボール」ヲ宣セズ。

一六、「プレーヤー」ノ事故ニ依リ競技ヲ開始又ハ進行シ能ハザル場合ハ所定時間經過後双方「キャプテン」又ハ大會委員ト正審合議ノ上適宜解決スベシ。

一七、「ボール」ノ「イン」、「アウト」ハ「ボール」ノ落下點ヲ以テ判定スベシ、但「ボール」ガ「ライン」ニ觸レタルトキハ其線ニテ劃セル「コート」内ニ入りタルモノト認ム、「サーヴァイス」ノ場合モ亦同ジ。(規則第十條參照)

一八、「フットフォールト」ハ正審之ヲ判定ス、但必要ナル場合「ライン」審判者ニ看視セシムル

コトヲ得。

一九、「サーブミス」若ハ「ボール・イン・プレー」ノ場合ニ於テ、「フォールト」、「ノーカウント」又ハ失點トナリタル「ボール」ニ對シテハ必ず明瞭ナル宣告ヲ與ヘル必要アルモノトス。

二〇、有効ナル「ボール」ニ對シテハ、宣告ヲナサザルモノトス。

二一、正審ハ左ノ場合ニハ「レット」及「ノーカウント」ヲ宣告スベシ、但「セカンド・サーブミス」後ニ生ジタルトキハ、「ファスト・サービス」ヲヤリナラス事ヲ得ズ。

イ、規則第廿六條

ロ、同 第廿八條 参照

ハ、同第三十二條各號

二二、「ボール」ガ「パンク」シタル爲メ競技妨ゲラレタルトキノ如キハ第三十二條第一號不時ノ出來事ニ該當ス。

二三、正審宣告ヲナサザルモ、プレーヤ間ニ故障ナク競技ヲ續行セラレツ、アルトキハ、宣告セザルノ故ヲ以テ、其競技ヲ中止セシメ又無効トシ、若ハ「ノーカウント」ヲ宣告スルコトヲ得ズ。

二四、點ノ計算法ハ得點ヲ數ヘ、サーブ側ヲ先ニス。(ハ規則第十六條第十七條参照)

一方ノミガ一點ヲ得タル場合

ワンゼロ、又ハゼロ、リン

一方ノミガ二點ヲ得タル場合

ツーゼロ、又ハゼロ、ツー

一方ノミガ三點ヲ得タル場合

スリーゼロ、又ハゼロ、スリー

双方一點宛ヲ得タル場合

ワン、オール

双方二點宛ヲ得タル場合

ツー、オール

双方三點宛ヲ得タル場合

デウイス

一方ガ二點ヲ得、他ガ一點ヲ得タル場合

ツー、ワン、又ハワン、ツー

一方ガ三點ヲ得、他ガ一點ヲ得タル場合

スリー、ワン、又ハツー、スリー

一方ガ三點ヲ得、他ガ二點ヲ得タル場合

スリー、ツー、又ハツー、スリー

「デウイス」ノ後一方ガ一點ヲ得タル場合

アトブアンテージ・サーブアー、又ハ

アトブアンテージ・レシブアー

「デウイス」ノ後双方一點宛ヲ得タル場合ハ再ビ「デウイス」トナル。

二五、「ゲームカウント」ハ「サーブ」側ヨリ數ヘ左ノ如ク宣告ス。

「ゲーム、ワン、ツー」(俱樂部名)
(若ハ氏名)

二六、正審ハ規則第三十七條ニ該當スル行爲ニ對シテハ所定ノ制裁ヲ加フベキ旨ヲ警告シ尙其ノ行爲ヲ續行スル場合ニ於テハ同條ヲ適用スルモノトス。

二七、正審ノ判定ハ如何ナル場合ニ於テモ「カウント」ヲ宣告シタル後ハ遡テ前ノ宣告ヲ訂正スルコトヲ得ズ、故ニ如何ナル誤審アリタルトキモ直ニ訂正セザルトキハ、タトヘ其ノ誤力續行サレ居ルモ發見ト同時ニ訂正スベキモノトス。(規則第三十八條參照)

二八、此ノ他競技ニ關シ規則外ノ事故生シタルトキハ從來ノ慣例ニヨルモ、其慣例ナキトキハ正審双方「キャプテン」又ハ大會委員ノ合議ヲ以テ之ヲ處理ス。(規則第卅九條參照)

二九、正審ハ競技ノ中止ヲ必要トスル場合ハ「タイム」ヲ宣告スルコトヲ得。

三〇、他ノ審判者ニ於テハ「タイム」ノ宣告ヲ必要ト認ムルトキハ正審ニ之ヲ申出スベシ。

以 上

「プレーヤー」ニ關スル心得

一、服裝ニ就テ

一、贅澤ニ流レザル範圍ニ於テ帽子、「ユニフォーム、パンツ」等ハ清潔ナルモノニシテ一般觀衆及相手方ニ不快ヲ感ゼシメザルモノヲ着用スルコト。

二、靴、足袋等ハ隨意ナレドモ形式統一ノ必要上經濟上ヨリシテ普通ノ運動靴ノ方適當ナラム裸足ハ絶対ニ避ケラレタシ。

三、特ニ人ノ眼ヲ惹キ嫌厭ヲ催セシメ或ハ怪奇ノ念ヲ抱カシムルガ如キ服裝ハ絶対ニ避ケラレタシ。

二、競技ニ就テ

一、「プレーヤー」ハ紳士トシテ各自、其人格ヲ尊重シ、「スポーツマン」トシテ恥ヅベキ言語動作態度等ヲ避クベシ。

二、「プレーヤー」ハ競技ニ關シ主催者、相手方及審判者ニ迷惑ヲ掛ケザル様自重スベシ。

三、「プレーヤー」ハ競技開始前少クモ二十分迄ニハ競技場ニ在リテ其旨大會委員、又ハ「キャプテン」及審判者ニ届出ヅベク、止ムヲ得ザル事故發生ノ爲メ遅刻スベキ際ハ若シ豫測セラレベキ事故ナラハ競技前迄ニ代人ヲ以テ其ノ旨ヲ通知シ棄權又ハ競技時間ノ延期ヲ乞ヒ其ノ

處置ヲ明カニシ置クベシ。

四、競技前ニ於ケル練習ハ審判者其ノ他ヨリ特ニ注意ナクモ簡單ニ行ヒ、ナルベク時間ヲ省略スル様各自心懸クベシ。

五、競技中必要アリト心付キタルモノニ對シ、正審何等注意ヲ與ヘザル場合ハ、ナルベク競技前其ノ疑義ヲ糺シ置クベシ。

六、審判者ニ對シテハ其ノ人格ヲ尊重シ始メヨリ偏見ヲ抱クベカラス。

七、競技場ニ於ケル秩序及競技ノ進行ハ「プレーヤー」自身モ責任アルモノナレバ、「サーヴィス」ノ交代「サイド」ノ變更等ハナルベク迅速ニ行フベク競技中ワザ／＼觀覽席ニ至リテ後援者ヨリ教示ヲ受クルガ如キハ「プレーヤー」自身ノ價值ヲ疑ハシムルモノナレバ絶対ニ遅クベク其他故意ニ時間ヲ延長セシムルカ如キ態度ヲ執ルベカラズ。

八、「トツス」ハ「トツス」ヲ行ハザルモノ、發言ニヨリ「トツス」ノ結果ヲ定ムルモノナレバ其發言ハナルベク「トツス」中ニナスヘシ。

九、「サーヴィス」ハ正審ノ宣告如何ニ拘ラズ、ナルベク相手方ノ用意ヲ終リタル後ニ行フヲ適當トス。

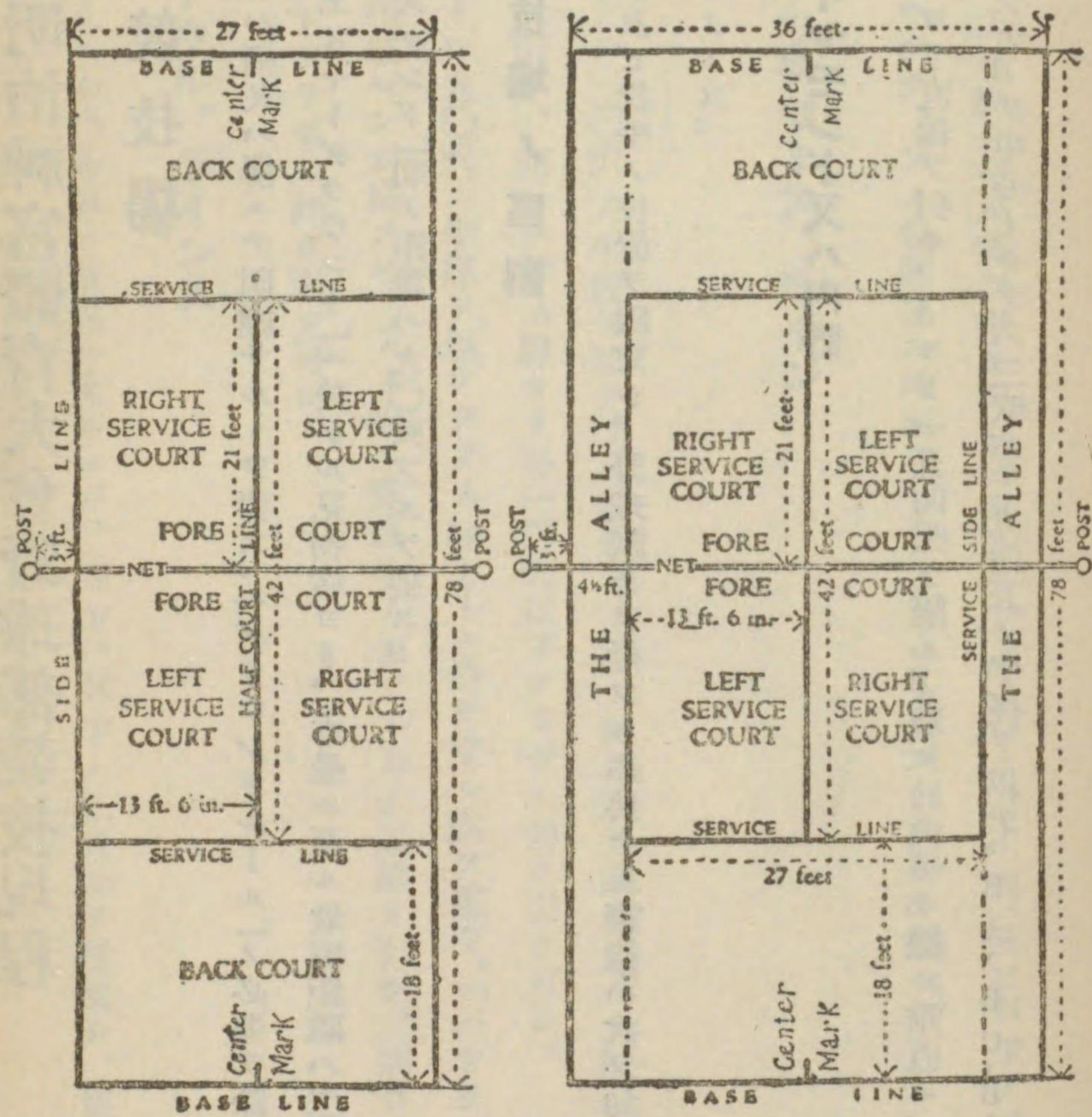
一〇、「サーヴィス」交代ノ順序及「サイド」ノ變更ニ就テハ「プレーヤー」各自カ常ニ注意シ居ルベキモノニシテ之ヲ誤リタル爲メ競技ニ不利ヲ蒙ルコトアルモ止ムヲ得ザルモノトス。

一一、競技ハナルベク冷靜、且公正ニ行フベシ。

一二、競技中ハ濫リニ休息スベカラス但不時ノ出來事起リタルトキハ正審ニ其ノ意ヲ通シ「タイム」ヲ求ムベシ、所定ノ「タイム」經過後ハ如何ナル事情アリト雖モ一度ハ競技ヲ開始スベシ、競技ヲ中止スベキモノナリヤ、更ニ「タイム」ヲ與フベキモノナリヤハ正審ノ判定ニ俟ツベク、自ラ競技ヲ繼續シ能ハザルコトヲ自覺セバ潔ヨク棄權ヲ申出デ競技ノ進行ニ妨ゲナキ様注意スベシ。

一三、正審何等ノ宣告ナキ場合ハ競技ハ常ニ繼續スベキモノトス故ニ各自競技中「アウト」ナリト信ズル場合モ正審ノ宣告ナキ場合ハ尙競技ヲ續行シ居ルヲ便宜トス。

一四、正審ノ明カナル誤審アルニ拘ラズ審判者不知ノ際ハ正審ニ競技ノ中止ヲ申出デ「タイム」ヲ得テ其ノ誤リノ訂正ヲ乞フ事ヲ得ルモ誤審ナリヤ、否ヤハ正審ノ判定ニヨルベキモノトス
一五、正審ノ判定ヲ訂正スル場合ハ「カウント」ノ宣告前「タイム」ヲ乞ヒ之レヲナスベキモノトス。



- 一六、「コート」内ニ妨害物アルトキハ夫レニ依リ「プレーヤー」フ失點トナル場合アルベキヲ以テ「コート」内ニハ何等障害物ナキ様注意スベシ。
- 一七、「ボール」ヲ「サーヴァー」側ニ返却シ或ハ他ノ「プレーヤー」ニ渡ス場合ハ親切ニ之レヲ爲スベク絶対ニ足蹴等ニナスベカラズ。
- 一八、競技中ト雖モ相手方ニハ敬意ヲ拂フベシ。
- 一九、「ボール」ノ撰擇等ニ就テハナルベク相手方ノ意志ヲ尊重シ我意ヲ主張スベカラズ。
- 二〇、其ノ他苟クモ競技ニ關シテハ「プレーヤー」トシテノ人格ヲ毀損セザル様常ニ注意スベシ。

一九、明治神宮體育大會野球部競技規程

野球競技場

第一條 野球競技場ハ柵又ハ塀ニテ圍繞サル、ヲ要ス。「グラウンドルール」ノ必要ヲ除ク爲メニ柵又ハ塀或ハ「フェイヤーグラウンド」ニ於ケル見物席ヨリ、本壘ニ至ル最短距離ハ二三五呎、本壘ト「グラウンドスタンド」間ノ距離ハ九〇呎アルヲ要ス。

競技場ノ區劃

第二條 各壘、捕手及ピ投手ノ位置ヲ限定シ、野球試合ヲ行フニ必要ナル諸線ハ次ノ如キ方法ニテ定メラル可キモノトス。

ダイヤモンド又ハ内野

競技場内ノ一點Aヨリ直線ヲ引キ、Aヨリ一五四呎ヲ隔ルB點ニ於テA B線ニ垂直ニ、B C、B Dノ二線ヲ引ク、而シテBヲ中心トシテ六三呎六三九四五ノ半徑ヲ以テ、B A、B C、B D、B F、ノ各線トF、G、H、Iニ於テ交ル弧ヲ畫ク可シ。カクテF G、G I、I H、及ビH Fノ四線ヲ引ク之等各線ハ九〇呎ニシテ、ソノ包圍スル地面ヲ「ダイヤモンド」又ハ内野ト稱ス。

キャッチャイス、ライン

第三條、

第一項 Fヲ中心トシ一〇呎ノ半徑ヲ以テZニ於テF A線ト交ル弧ヲ畫キ、F A線ニ垂直ニZ J、Z Kノ二線ヲ引ク、而シテF A線ヨリ各一〇呎以下ナラザル如ク引ク可シ。
第二項 Fヲ中心トシ九〇呎ノ半徑ヲ以ツテF A線トLニ於テ交ル弧ヲ畫キ、「バツク、ストツプ、ライン」ヲ作成センガ爲メニ、F A線ニ垂直ニL M、L Oノ二線ヲ引ク、而シテF L線ヨリ各九〇呎以下ナラザル如ク引ク可シ。

ファウル、ラインス

第四條 交切點FヨリL O、L Mノ兩線ニ交ルマデ、G F、H Fノ二直線ヲ延長シ、更ニG及ビHノ兩點ヨリ反對ノ方向ニ右ノ兩線ヲ延長シ場ノ境界線ニ達セシム。

之等ノ線ハ「ダイヤモンド」ノ何レノ部分カラモ明瞭ニ認識シ得ルコトヲ要ス。而シテ木材或ハ他ノ固キ物質ヲカ、ル線ノ構成ニ用フ可ラズ。

フレイヤース ラインズ

第五條 Fヲ中心トシテ五〇呎ノ半徑ヲ以ツテ、FO、FM線トP及ビQニ於テ交ル弧ヲ畫キ、更ニFヲ中心トシ七五呎ノ半徑ヲ以ツテ、FG、FH線トR及ビSニ於テ交ル弧ヲ畫ク、カクテ、P、Q、R、Sノ各點ヨリFO、FM、FG、FHニ垂直線ヲ引キ各線ガW及ビTノ兩點ニ於テ交ルマデ延長スベシ。

コーチャース ライン

第六條 R及ビSヲ中心トシ、一五呎ノ半徑ヲ以ツテRW、ST線トX及ビYニ於テ交ル弧ヲ畫キX及ビY點ヨリ、FG、FH線ニ平行線ヲ引ク、而シテ場ノ境界線ニ達セシムベシ。

スリーフ井ート ライン

第七條 Fヲ中心トシ四五呎ノ半徑ヲ以ツテ、FG線ト數字1ニ於テ交ル弧ヲ畫キ、1ヨリ三呎ノ線ヲFG線ニ垂直ニ引ク、コノ點ニ2ナル記號ヲ附ス、2ヨリFG線ニ平行線ヲGノ後方三呎ノ點マデ引キコノ點ニ3ノ記號ヲ附ス、3ヨリ23線ニ垂直線ヲ引キFG線ニ達セシム。

バットマンス ラインズ

第八條 直線AFBノ兩側ニ長サ六呎、幅四呎ノ(圖中9、10ト記セルモノ)短形ヲ畫ク可シ、各短形、長邊ハAFB線ニ平行ニシテ兩短形ノ間ノ距離ハ二九吋、AFB線ヨリ各一四吋半ヲ隔ツ。

兩短形ノ長邊ノ中心ハ、「ホーム ベース」ノ中央ノ二鈍角ヲ連結セル直線上ニアルヲ要ス。

ピッチヤース プレート

第九條、

第一項 F點ヨリFE線上六〇呎六吋ヲ隔ツ一點、4ヲ測定シ、「ピッチヤース プレート」ノ前面ノ一點トス。4ヲ經テ直線、F4ニ垂直線5、6ヲ引キ、FB線ノ兩側ニ各一二吋ノ距

離ヲ有セシム、カクテ5、6線ヲ一邊トシ幅六吋長サ二四吋ノ短形ヲ畫キ、ソノ短形内ニ「ピツチャース、プレート」ハ設ケラル可キモノトス。

第二項 「ピツチャース・プレート」ハ場ノ地面ト水平ナル可キ各「ベース・ライン」或ハ「ホーム・プレート」ヨリ一五吋以上ニ高カル可ラズ、而シテ「ピツチャース・プレート」ヨリ各「ベース・ライン」及「ホーム・プレート」ニ至ル傾斜ハ漸次緩ナルヲ要ス。

ベ ー ス

第十條、

第一項 F角内ニ五角形ヲ畫ク、ソノ二點ハ各一二吋ノ長サヲ有シ、FG、FH線ト合シ、直線FBト平行ニ八吋半ノ二線ヲ畫キソノ未端ヲU及ビVトナス、U及ビVノ二點ヲ結ブ直線ハ一七吋ノ長サヲ有シ、「ホーム・ベース」又ハ「ホーム・プレート」ノ前面ヲ形成ス。

第二項 G角及ビH角内ニ於テ各邊一五吋ノ正方形ヲ畫キ、各正方形ノ二邊ハ、FG、GI、IH、HF線ニ沿ヒテ形成ス、即チ圖ニ示ス如ク兩正方形ハ一壘及ビ三壘ノ位置ナリ、GI、HI線ノ交叉點Iニ於テ各邊一五吋ノ正方形ヲ作り、ソノ中心點ヲI點ト合セシメ、二邊ヲGH

HI線ト平行ナラシム可シ、之ガ二壘ノ位置ナリ。

第十一條 Fニ於ケル「ホーム・ベース」及ビGニ於ケル「ピツチャース・プレート」ハ白ク塗レル護謨ヲ用ヒ地面ト水平ニ固定セシムルヲ要ス。「ピツチャース・プレート」ハ長サ二四吋、幅六吋ナルヲ要ス。

第十二條 Gニ於ケル「ファースト・ベース」、Iニ於ケル「セカンド・ベース」、Hニ於ケル「サード・ベース」ハ各柔軟ナル物質ヲ以テ充シタル一五吋平方ノ白色ノ「ズツク」ヲ以テ作り、第十條ニ規定シタル位置ニ正シク固定スベシ。

第十三條 三、四、五、六、七、及ビ第八條ニ規定シタル諸線ハ、地面或ハ芝生ト容易ク識別シ得ルタメニ、石灰、或ハ他ノ白色ノ物質ヲ以ツテ作成スルヲ要ス。

ボ ー ル

第十四條、

第一項 「ボール」ノ重量ハ常衡五オンス乃至五オンス四分ノ一以内、而シテ「ボール」ノ周圍ハ九吋四分ノ一以内ナルヲ要ス。リーチ・アメリカカンリーグボール」或ハ「スポルディング・ナシ

ヨナル・リーグ・ボール」ハ之レ等ノ規則ノ下ニ行ハレルスベテノ「ゲーム」ニ用ヒラルヲ要ス。

第二項 審判者ハ常ニ代用球ヲ所持スベシ、試合ガ開始ト同時ニ審判者ハ三四球ヲ「ポケット」ニシ、場外ニ逸出シ、又ハ汚損シタル場合ハ直チニ代用球ヲ使用セシムベシ。代用球ハ總テ「チーフ・アンパイア」之ヲ所持スベシ。

第三項 審判者ヨリ代用球ガ投手ニ交付サルレバ投手ハ直チニ定位置ニ着カザル可ラズ、而シテ審判者ノ「プレー」ノ宣言ト共ニソノ「ボール」ハ試合ニ使用セラルル「ボール」トナルモノトス。

但シ「フェア・ヒット・ボール」或ハ野手が投ゲタル「ボール」ガ場外ニ逸シ又ハ見物席ニ入りタル時ハ、「ベース・ランナー」ガ「ベース」ノ一周ヲ完了スルマデ若クハ「グラウンド・ルール」ノ規程ニ從ツテ「セカンド」或ハ「サード・ベース」ニ到達スルマデハ代用球ヲ以テ試合ヲ再開スルヲ得ズ。

球ノ汚點

第四項 「プレイヤー」ガ故意ニ「ボール」ニ土ヲ塗付ケ、或ハ松脂、バラフィン、甘草、又ハ其他ノ異様ノ物質ヲ塗沫シ、サモナクンバ金剛砂紙、鏡紙其他ノ物質ニテ「ボール」ヲ故意ニ損傷シ、粗惡ナラシメタル場合ハ、審判者ハ直チニソノ「ボール」ノ返還ヲ要求シ他ノ正規ノ「ボール」ヲ以テ代フ可シ。違反セシ「プレイヤー」ハソノ試合ニ参加スルコトヲ禁ゼラルベシ。

ホーム クラブノ準備球

第五項 總テノ試合ノ用球ハ「ホーム・クラブ」ニ於テ提供スベキモノニシテ（第十四條第二項ニ規定セシ如ク）試合ノ最後ニ用ヒシ「ボール」ハ勝利ヲ得タル「クラブ」ノ有ニ歸ス。各「ボール」ハ紙製ノ函中ニ包裝サルヲ要ス、ソノ函中ヘ「ボール」ハ凡テノ點ニ於テ正規ノモノナルコトノ證明ヲ有セザル可ラズ。

競技場ニ準備スベキ用球

第六項 「ホーム・クラブ」ハ審判者ノ要求ニ應ジテ使用シ得ル少クトモ一打ノ正規ノ「ボール」ヲ各「チャンピオン・シツプ・ゲーム」ノ間ハ競技場ニ用意スルヲ要ス。

バツト

第十五條 「バツト」ハ圓形ニシテ最モ太キ部分ノ直徑二吋四分ノ三、長サ四十二吋ヲ超ユルヲ得ズ、全部堅キ木材ヲ用ヒ、握リノ下端ヨリ十八吋ヲ超ヘザル限り、粗狀ヲ爲セル物質卷付ケ又ハ附着セシムルコトヲ得。

試合ニ於ケルプレイヤーノ人數

第十六條 一試合ニ實際ニ參加スル各「クラブ」ノ「プレイヤー」ノ數ハ九人ニシテ、ソノ中ノ一人ガ「キャプテン」ニ當ルモノトス。而シテ試合ニ於ケル「チーム」ノ人數ハ九人ヨリモ多ク或ハ少キヲ許サズ。

競技者ノ位置

第十七條 攻撃側ニアル「チーム」ノ「プレイヤー」ハ各自ノ位置ニ關セズニ、「キャプテン」ノ撰定スル「フェイヤー・グラウンド」内ノ何處ニテモ位置ヲ占ムルコトヲ得。

但シ投手ハ打者ニ向ツテ投球セントスル際ハ、第九條及ビ第三十條ニ規定スル位置ニ着カザル可ラズ、捕打ハ投手ガ打者ニ投球スル際ハ常ニ、第三條ニ規定セシ位置即チ「ホーム・ベース」ヨリ十呎ノ線内ニ立タザル可ラズ、更ニ第五十四條第九項ニ規定セシ如ク、打者ニ對シテ故意ニ四球ヲ與ヘントスル投手ヲ助クル目的ヲ以ツテ、「ホーム・プレート」直後ノ捕手本來ノ位置ヲ離ル、ヲ得ズ。

見物人ト混交ベカラズ

第十八條 「ユニフォーム」ヲ着ケタル「プレイヤー」ハ見物席ニ座席ヲ占メ、見物人ニ入り混ルヲ許サズ。

競技者ノユニフォーム

第十九條 出來ル丈相手方「チーム」ト異リタル「ユニフォーム」ヲ着用スベシ。

グラフノ大サ及ビ重量

第二十條 捕手及一壘手ハ如何ナル大サ、形状、重量ノ「グラブ」或ハ「ミット」ヲ使用スルモ可ナリ。ソノ他ノ「プレイヤー」ハ重量十オンス以下、掌ノ周圍十四吋以下ノ「グラブ」或ハ「ミット」ヲ使用スベキモノトス。

プレイヤー ス ベンチ

第二十一條、

第一項 「プレイヤー ス・ベンチ」ハ「ホーム・チーム」ニ依ツテ設ケラレ「プレイヤー ス・ライ」外側二五呎以上ノ地點ニ据エラルモノナリ。一方ノ「ベンチ」ハ「ピッチング・チーム」他方ノ「ベンチ」ハ「ホーム・チーム」ガ各専用スベキモノトス。各「ベンチ」ハ屋根ヲ以ツテ覆ヒ背後及ビ兩端ヲ圍フ可シ、但シ換氣ノタメ屋根下ハ六吋以下ヲ開クコトヲ得。攻撃側ノ「プレイヤー」及ビ補缺ハ打者、走者及ビ走者ノ「コーチ」ニ認定サレタルモノ以外ハソノ「チーム」ノ「ベンチ」ニ着席シ居ルコトヲ要ス。審判者ハ「ユニフォーム」ヲ着ケタル「プレイヤー」及ビ補缺、「チーム」ノ「マネジャー」以外何人モ各「チーム」専用ノ「ベンチ」ニ着席スルコトヲ許サザルモノトス。

第二項 審判者ハ前項ノ規定ニ違反シタル者ヲ認メタル時ハ何時ニテモスル「プレイヤー」ハ直チニ着席ヲ命ズルコトヲ得。

レギュレーション ゲーム

第二十二條 總テノ「チャンピオンシップ・ゲーム」ハ日没二時間前ニ開始サレ各「チーム」ガ九回ノ攻撃ヲ終了スルマデ續行スルヲ要ス。但シ試合ハ次ノ如キ場合ニハ終了シタルモノトス。

第一項 先攻シタル「チーム」ガ九回ヲ終了セルニソノ得點ガ八回ヲ終了セル相手方「チーム」ニ及バザル場合。

第二項 先守シタル「チーム」ガ九回ニ於テ三死者トナル前ニ「ウインニング ラン」ヲ得タル場合。

但シ打者ガ試合ノ第九回ノ裏ニ於テ、柵越或ハ見物席中ニ本壘打ヲ打チタル時ハ、其際壘ニアリシ走者並ビニ打者ノ得點ヲ認ムモノトス。カカル場合走者ハ順次各壘ヲ踏ムヲ要ス、試合ノ終局ノ記録ハ總得點ヲ以テス。

第三項 薄暮、降雨、火災、騷擾其他ノ原因ニヨリ、見物人及ビ「プレイヤー」ニ危害ヲ及ボス

ガ故ニ審判者ガ宣告シタル場合。

第四項 事情ニ依リ同一日ノ午後ニ二回ノ試合ヲ行フ場合ハ、常ニ最初ノ試合ハ其當日ニ豫定サルテキタル試合ヲ行フ可シ。

エキストラ インニング ゲームス

第二十三條 各「チーム」ガ九回ヲ終了スルモ得點同ジキ時ハ、試合ハ同一回数ニ於テ「チーム」ガ相手方ノ「チーム」ニ勝ち越スマデ續行スベシ。但シ九回ニ於テ先守セシ「チーム」ガ三死者トナル前ニ「ウインニング・ラン」ヲ得タル時ハ終了スルモノトス。

ドロン ゲームス

第二十四條 各「チーム」ガ五回或ハ五回以上ノ試合ヲ爲シタルモ、第二十二條第三項ノ規定ニ依リ試合ノ續行不可能ナル場合、最後ノ同回数ニ得點ガ同ジケレバ審判者ハ「ドロン・ゲーム」ヲ宣告スベシ。

但シ先守セシ「チーム」ガ攻撃ヲ終ラザル前、試合終了ヲ宣告サレ相手方ノ「チーム」ト得點數同

ジキ時ハ、最後ノ同回数ノ得點ニ關スルコトナク審判者ハ「ドロン・ゲーム」ヲ宣告スベシ。

先守セシ「チーム」ガ第五回ヲ完了スル前ニ第五回ヲ完了シタル相手方ノ「チーム」ト得點同ジキ時ハ試合ハ適法ノ「ドロン・ゲーム」ヲ宣告サルベク、個人及ビ「チーム」ノ成績ハ公式ノ記録ニ記載サル可キモノトス。

コールド ゲームス

第二十五條 五回以上ヲ完了後何時ニテモ第二十二條第三項ノ規定ニ依リテ、審判者ガ「ゲーム」ヲ宣告シタル時ハ試合ノ勝敗ハ最後ノ同回数ノ得點ニ依ル。

先守セシ「チーム」ガ同回数ノ攻撃ヲ爲サズ、或ハ同回数ノ攻撃ヲ完了セザル前ニ於テ、先攻ノ「チーム」ヨリモ少クトモ一點ヲ勝ち越シタル場合ハ試合ノ勝敗ハ兩「チーム」ノ總得點ヲ以テス

フォアフィツテッド ゲームス

第二十六條 「フォアフィツテッド・ゲーム」ハ次ノ如キ場合ニ於テ正當ナル「クラブ」ノタメニ審判者ニ依ツテ宣告サルベキモノトス。

第一項 「クラブ」ノ「チーム」ガ豫定サレタル時間ニ來場セザルカ、來場スルモ審判者ガ試合開始時間ニ「プレイ」ヲ宣言シタル後、五分間以内ニ試合開始ヲ拒ミタル場合。

但シカカル遅刻或ハ試合開始ノ遅延ガ避ク可ラザル事情ニ依リシ場合ハ此限りニアラズ。

第二項 試合開始後審判者ガ試合中止或ハ終了ヲ宣言セザルニ一方ノ「チーム」ガ試合ノ繼續ヲ拒ミタル場合。

第三項 審判者ガ試合ヲ中止セシ後、審判者ガ「プレイ」ヲ宣言セルニ、一方ノ「チーム」ガ一分間以内ニ試合ヲ開始セザリシ場合。

第四項 一方ノ「チーム」ガ試合ヲ長引カサンガタメノ明白ナル策略ヲ弄シタル場合。

第五項 審判者ノ警告アリタル後、試合規則ヲ故意ニ且ツ強情ニ犯シタル場合。

第六項 第十四條、第二十一條、第五十八條、及び第六十七條ノ規定ニ依ル「プレイヤー」ノ試合参加禁止及び退場命令ガ一分間以内ニ服従サレザル場合。

第七項 審判者ガ「プレイヤー」ノ試合参加禁止又ハ退場ヲ命ジタルタメ若クハ其他ノ理由ニヨリ何レカノ「チーム」ノ「プレイヤー」ガ九人以下トナリタル場合。

第八項 降雨ノタメ試合ガ中止サレタル後審判者ノ命令ガ第二十九條ニ規定セル如ク行ハレザ

場合。

第九項 同一日ノ午後ニ二ツノ試合ガ行ハレル時、第二ノ試合ガ第一ノ試合完了後十分間以内ニ開始サレザル場合。第一試合ノ審判者ハソノ「タイムキーパー」タルモノトス。

ノーゲーム

第二十七條 兩「チーム」ガ五回ノ攻守ヲ完了セザル前ニ第二十二條第三項ノ規定ニ從ツテ審判者ガ試合ヲ終了セシムル際ハ、「ノーゲーム」ヲ宣言スベシ。

但シ先守セシ「クラブ」ガ第四回ノ終リ又ハ第五回ノ攻撃ヲ完了スル前ニ、先攻セシ「クラブ」ノ試合ノ五回ヲ完了シテ得タルヨリモ得點多キ時ハ、審判者ハ得點數ノ多キ「クラブ」ノ勝利ヲ宣言スベシ、而シテ「チャンピオンシップ・レコード」ニハ適法ノ試合トシテ數ヘラルモノトス。

補 缺

第二十八條、

第一項 各「チーム」ハ「チャンピオンシップ・ゲーム」中試合ニハ九人ノ「プレイヤー」ヲ缺クヲ得ズトノ規則ノ條項ヲ遂行スルガタメニ、他ノ「プレイヤー」ト同様ノ「ユニフォーム」ヲ着ケタル補缺「プレイヤー」ノ適當ナル人數ヲ備ヘテ出場スルヲ要ス。

第二項 斯ル補缺ノ何人モ試合ノ如何ナル場合ニ於テモ「チーム」ノ打撃順ニ記入シアル「プレイヤー」ト交代スルコトヲ得。但シ交代サレタル「プレイヤー」ハ再ビソノ試合ニ加入スルコトヲ得ズ。

第三項 走者ハ相手方「チーム」ノ「キャプテン」ノ承諾ナクシテハ自己ノ「チーム」ノ打撃順ニ記入サレタル他ノ「プレイヤー」ヲ代走セシムルコトヲ得ズ。

第四項 「プレイヤー」ガ、打者、走者、或ハ「フィルダー」トシテ他ノ「プレイヤー」ニ交代サセラレル時ハソノ「チーム」ノ「キャプテン」ハ直チニ審判者ニ通告スルヲ要シ、審判者ハ同ジク觀覽者ニ通告スルヲ要ス。

攻守ノ選擇ト試合場ノ適否

第二十九條 「インニング」ノ撰擇權ハ「ホーム・チーム」ノ「キャプテン」ニアリ、降雨後ノ試合開

始ニ關スル競技場ノ適否モ一ツニ同「キャプテン」ノ判斷ニ依ルベシ。但シ試合開始後ニ於テ降雨ノタメ試合ガ中止サレタル後、試合再開ニ關スル競技場ノ適否ハ審判者ノ判斷ニ依ルモノトス。試合再開始ニ決定サレシ時ハ競技場整理者ハソノ助手ト共ニ審判者ノ命ニ從ヒテ試合ニ適スルヨウ場ノ整理ニ從フヲ要ス、コノ命ニ反スル時ハ「ホーム・チーム」ニ「フォアフィツテツド・ゲーム」ヲ宣告スベキモノトス。

ピッチング ルールス

打者ニ對スル投球

第三十條、

第一項 投球前、投手ハ打者ニ面シテ兩足ヲ正シク地面ニ附ケ、「ピッチャース プレート」ノ前面或ハソノ上ニ立ツベシ。打者ニ對シテ投球スル際、第九條ニ規定セシ「ピッチャース プレート」ニ一方ノ足ヲ觸レ居ルコトヲ要ス。投手ハ打者ニ對スル投球動作ヲ爲ス前ニ何レノ足ヲモ舉ゲルコトヲ得ズ、尙カ、ル投球ニハ一步以上ヲ踏ミ出スヲ得ズ。

第二項 試合ノ進行中投手ハ次ノ行爲ヲナスヲ得ズ。

- (1) 球ニ異様ノ物質ヲ附加スルコト。
 - (2) 球或ハ「グラブ」ノ何レニモ唾液ヲ吐キカケルコト。
 - (3) 球ヲ「グラブ」、身體或ハ衣服ニテ摩擦スルコト。
 - (4) 何等カノ手段ヲ以ツテ球ヲ汚損スルコト、或ハ「シヤイン・ボール」、「スピット・ボール」、「ムット・ボール」或ハ「エメリイ・ボール」等ノ投球ヲナスコト。
- コノ規定ニ違犯シタル時ハ審判者ハ直チニ該投手ヲ試合ヨリ除外スベシ。

フェアリー デリバード ボール

第三十一條 「フェアリー・デリバード・ボール」トハ投手ガ打者ニ面シテ定位置ニ立チ、打者ニ對シテ投ゲタル球ニシテ、打者ノ膝ヨリ低カラズ、肩ヨリ高カラズ、地面ニ觸レズシテ「ホーム・ベース」上ノ何レノ部分ナリトモ通過シタルモノナリ。

スベテカ、ル「フェアリー・デリバード・ボール」ニ對シテ審判者ハ「ワン・ストライク」ヲ宣言スベシ。

アンフェアリー デリバード ボール

第三十二條 「アンフェアリー・デリバード・ボール」トハ投手ガ打者ニ面シテ定位置ニ立チ、打者ニ投ゲタル球ニシテ打者ノ肩及膝ノ間ニ於テ「ホーム・ベース」上ノ何レノ部分ヲモ通過セズ或ハ打者ガ打タザル限リ「ホーム・ベース」上ヲ通過スルニ先タチ地面ニ觸レ、或ハ走者ナキ時投手ガ足ヲ「ピッチャース・プレート」ニ觸レズシテ投球シタル場合ニ云フモノナリ。

スベテ「アンフェアリー・デリバード・ボール」ニ對シテハ審判者ハ「ワン・ボール」ト宣言スベシ。

試合ノ遅延

第三十三條、

第一項 打者ガ定位置ニ立チテ投手ノ投ズル球ヲ打タント用意セル際、投手ガ「ホーム・ベース」ヨリ十呎以内ノ「キャッチャース・ライン」内ニアル捕手以外ノ投球シタル時ハ（走者ヲ刺サンガ爲メノ投球ハコノ限リニアラス）スベテ「ボール」ノ宣告ヲ受クベシ。

第二項 審判者ハ投手ガ打者ニ對シテ二十秒以上投球セズシテ試合ヲ長引カセル時ハ「ボール」ヲ宣告スベシ。但シ各「インニング」ノ始メ或ハ投手ガ交代セシ時ハ投手ハ捕手或ハ他ノ「フィールド」ト一分間内ニテ五個以内ノ投球ヲ爲スコトヲ得。コノ間試合ハ中止サルモノトス

第三項 投手ガ監督或ハ「キャプテン」ニ依ツテ交代セシメラレタル時、其後ヲ享ケタル投手ハ交代當時ノ打者ガ「アウト」トナルカ或ハ一壘ニ達スルマデハ投球ヲ繼續セザル可カラズ。

ボーキング

第三十四條 「ボーク」トハ次ノ如キヲ言フ。

- 第一項 投手ガ定位置ニアリテ打者ニ向ツテ投球動作ヲ起シナガラ投球セズ、或ハ一壘ニ走者アル時ニ投球セントシテ投ゼザル場合。
- 第二項 投手ガ走者ヲ刺サンガタメ、何レノ壘ニテモソノ壘ノ方向ニ足ヲ踏ミ出サズシテ爲ス投球。
- 第三項 投手ガ左右何レカノ足ヲ「ピッチャース・プレート」ノ後方ニ置キ、而シテ「プレート」ニ觸レズシテ打者ニ向ツテスル投球。

- 第四項 投手ガ打者ニ面セズシテ爲シタル打者ニ對スル投球。
- 第五項 投手ガ第三十條ニ規定セシ位置以外ヨリ打者ニ投球シタル場合。
- 第六項 試合ヲ徒ラニ長引カセル爲メニ、投手ガ球ヲ保持セルモノト審判者ガ認メタル場合。
- 第七項 投手ガ球ヲ所持セズシテ、定位置ニツキ投球動作ヲナサシタル場合。或ハ投球動作ヲ爲シタルト爲サザルニ拘ラズ投手ガ球ヲ所持セズシテ「プレート」上ノ定位置ニ就キタル場合。或ハ「プレート」以外ヨリ打者ニ對シテ投球スル眞似ヲ爲シタル場合。
- 第八項 投手ガ平素行フ投球方法ニ於ケル腕、肩、腰或ハ身體ノ「モーション」ヲ爲シタル後、直チニ打者ニ向ツテ投球セザリシ場合。
- 第九項 捕手ガ第三條ニ規定セシ、捕手ノ位置以外ニアル時、投手ガ打者ニ向ツテ投球セシ場合。
- 第十項 投手ガ定位置ニ就キ、双手ヲ以ツテ球ヲ身體ノ前面ニ保チタル後ハ、打者又ハ壘ニ向ツテ投球動作ヲ爲スノ外、左右何レノ手モ球ヨリ離スコトヲ得ズ。
- 第十一項 投手ガ定位置ニ就キタル後、手ヲ乾カシ、或ハ眼ヲ擦スル目的又ハ其他ノ理由デ「プレート」ヲ離レシ時、審判者ガ走者ヲ欺クタメト解セズ又認メザル場合ハ、審判者ハ「タイ

ム」ヲ宣告スベシ。

第十二項 「ボーク」ガ宣言サレシ場合ニ於テハ、宣言ト同時ニ球ハ「死」セルモノト看做サル可シ、而シテ試合ハ各走者ガ當然得ベキ壘ニ到達スルマデ中止サルモノトス。

第十三項 一人若クハ一人以上ノ走者アル時、投手ガ打者或ハ「ファーストベース」ニ投球セントシテ球ヲ落シタル場合、故意又ハ過失ノ如何ニ拘ラズ、審判者ハ「ボーク」ヲ宣言シ、走者ヲ進壘セシムベシ。

走者ナキ時ハ、投手ガ打者ニ投球セントシテ球ヲ落ストモ應報ヲ課セラルコトナシ。

第十四項 走者ナキ場合、投手ガ「プレート」以外ヨリ投球セシ時ハ、球ガ本壘上ヲ正シク通過スルト否トヲ問ハズ審判者ハ「ボール」ヲ宣言スベシ。

但シ打者ガカ、ル不正投球ヲ打チタル場合ハ「ストライク」ニ數ヘラルルカ、或ハ其他ノ結果ヲ生ズ。

投手ガ本條ノ何レノ項ノ規定ニテモ違犯スル場合ハ審判者ハ「ボーク」ヲ宣告スベシ。

デッド ボール

第三十五條 一デッド・ボールトハ投手ガ打者ニ投ジタル球ニシテ、打者ガ打タザルニ、定位置ニ立テル打者ノ身體或ハ衣服ノ何處カニ觸レタルモノナリ。

試合停止球

第三十六條 不正打球（イリガリイ・バツテッド・ボール）、「ボーク」、正シク捕ヘラレザリシ「ファウル・ヒット・ボール」、「デッド・ボール」、野手或ハ打者ノ「インターフェアヤー」、「フェイヤー・ヒット・ボール」ガ野手ニ觸レル前ニ走者或ハ審判者ニ觸レタル場合ハ、球ガ定位置ニ立テル投手ノ手ニ歸ヘリ、審判者ガ「プレイ」ヲ宣言スルマデ、球ハ試合中ノモノト見做サズ。

フロツク ボールス

第三十七條、

第一項 「フロツク・ボール」トハ打ち、或ハ投ゲタル球ガ試合ニ参加セザル人ニ觸レ、止メラレ或ハ取扱ハレタルモノナリ。

第二項 「フロツク・ボール」ノ起リタル場合ハ審判者ハコレヲ宣言スベシ、走者ハ球ガ定位置

ニアル投手ノ手ニ歸ヘサレルマデ、「アウト」ニナル恐レナク壘ヲ取ルコトヲ得。

第三項 試合ニ参加セザル者ガ「ブロックド・ボール」ヲ保持シ、或ハ野手ノ取り得ザル所ヘ投
ゲ又ハ蹴リ飛シタル時ハ、審判者ハ「タイム」ヲ宣言スベシ、而シテ各走者ハ球ガ定位置ニ於
ケル投手ニ歸ヘサレ審判者ガ「プレイ」ヲ宣言スルマデ、最後ニ觸レタル壘ニ止マルヲ要ス。

バッティング ルールス

打者の位置

第三十八條 攻撃側ノ各「プレイヤー」ハソノ「チーム」ノ打撃順ニ記入セル順序ニテ、打者トナル
可キモノニシテ、打者線内(第八條ニ規定セシ如シ)ニ位置セザル可カラズ。

打撃順

第三十九條、

第一項 各「チーム」ノ打撃順ハ「スコア・カード」ニ記載シ、試合前ニ各「チーム」ノ「キャツプ
テン」ガ球審ニ手交セザル可ラズ、球審ハ各相手方「チーム」ノ「キャツプテン」ノ檢閲ヲナサ

シムベシ。

審判者ニ交付シタル打撃順ハ、「プレイヤー」ガ代ハラセラレタル場合以外試合中變更スルヲ
得ズ、「プレイヤー」ガ代ラセラレタル場合ニ於テハ補缺ハ退場セシ「プレイヤー」ノ打撃順ヲ
襲ハザル可ラズ。

第二項 審判者ガ試合開始前ニ投手ヲ告示シタル場合、該投手ハ第一打者ガ「アウト」トナルカ
或ハ「ファースト・ベース」ニ達スルマデハ投球セザル可ラズ。

各インニングニ於ケル第一打者

第四十條 第一回以後ノ各「インニング」ニ於ケル第一打者ハ、前ノ「インニング」ニ於テ最後ニ攻
撃ヲ終リタル打者ノ、次位ニアル者ガ打者タルベシ。

プレイヤーハベンチニ着席スベシ

第四十一條 攻撃側トナリタル「チーム」ノ「プレイヤー」ハ直チニ第二十一條ニ規定セシ如ク指定
サレタル「ベンチ」ニ着席シ、交代ニナルマデ離ル可ラズ。但シ打者トナリ或ハ「コーチャー」又

ハ走者ニ代走スル場合ハ此限リニアラズ。

審判者、補手及ビ打者ノタメノ専用地

第四十二條 打者ヲ除ク攻撃側ノ「プレイヤー」ハ第三條ニ規定セシ「キャッチャース・ライン」内ノ如何ナル部分ヘモ入ルヲ得ズ。「ホーム・プレート」後方ノ三角形ノ場所ハ、審判者、捕手及ビ投者ノ専用ノタメニ保留サレシモノニシテ、審判者ハ球ガ投手或ハ捕手ノ手中ニアル時又ハ定位置ニアル投手及捕手ノ間ヲ往來セル間ハ如何ナル時ト雖モ、攻撃側ノ「プレイヤー」ガ専用地ヲ横斷スルコトヲ禁ゼザル可カラズ。

フィールダーノ有スル特權

第四十三條 攻撃側ノ「プレイヤー」ハ、投ゲラレ或ハ打タレタル球ヲ捕ヘ若クハ取扱ハントスル「フィールダー」ヲ妨害スル虞アル時ハ、速カニ席ヲ離レテ他ノ場所ニ避ケザル可ラズ。

(註) 守備者ガ球ヲ捕ヘントシテ「ベンチ」ニ近付キタル場合ハ攻撃側ノ「プレイヤー」ハ席ヲ離レテ、妨害ニナラヌヤウ努メバナラヌ、此レハ「ベンチ」ニアルモノバカリデナケ、「コーチャー」等ニ於テモ然リ

デアル、若シ明ニ妨害ト審判者ニ認めラレタル場合ハ、打者或ハ走者ニ「アウト」ガ宣告サレル。

フェーア ヒット

第四十四條 「フェーア・ヒット」トハ適法ニ打タレタル球ニシテ、本壘ト一壘間又ハ本壘ト三壘間ノ「フェーア・グラウンド」内ニ止リシモノ、或ハ一壘又ハ三壘ヲ過ギテ「アウト・フィールド」ニ轉飛スル時「フェーア・グラウンド」ニアリシモノ、或ハ先ヅ一壘又ハ三壘ノ後方ノ「フェーア・グラウンド」ニ落ちタルモノ、又ハ「フェーア・グラウンド」上或ハ空間ニテ審判者又ハ「プレイヤー」ニ觸レシモノヲ云フ。「フェーア・フライ」ハ球ト「ファウル・ライン」ノ相對的位置ニ從ツテ審判サル可キモノニシテ、「フィールダー」ガ球ニ觸レシ時、「フェーア・グラウンド」ニアリシト又ハ「ファウル・グラウンド」ニアリシトニ依ラザルモノトス。

(註) 内野ノ中デ線ノ内外ヲ出入スルモ結局内野ノ領分ニテトマルカ、野手ニ依ツテ扱ハレルカシタ打球ハ「フェーア・ヒット」デアル。即チ打球ガ一度二度三度ト線外ニ出ツル事アルモ、停止シタ場所或ハ野手ニ觸レタル點ガ線内デアレバツレハ「フェーア・ヒット」デアル。

次ニハ一壘及三壘ニ當リタル打球デアルガ、カ、ル打球ハヨシ「ベース」ニ觸レタル後チ、線外ニ逸出スルモ、「フェーア・ヒット」デアル。「ベース」ニ觸レテ内野ニトマリタルモノガ、「フェーア」ナルハ云フ

迄モナイ。
尙打球ガ一度内野ヨリ外野ニ入ル際、ソノ「バウンド」ガ完全ニ一三壘上ヲ通過シタルモノハ、假令次ノ落下點ガ(外野ノ區域内ニテ)「ファウル」線外ニアルモ「フェア・ヒット」デアル。
「ファウル・ヒット」カ、「フェア・ヒット」カノ判別ハ線ニ依ツテナサレルノガ正シイ、守備者ノ身ノ如何ニ依ツテ判定サレルモノデナク。野手が線外ヨリ打球ニ觸ル、モ、觸レタ瞬間球ガ線ヨリ以内ニアレバ「フェア・ヒット」デアリ。反對ニ野手が線内ニアリテ打球ニ觸レタリトスルモ、球ガ線外ニアレバ「ファウル・ヒット」デアル。要スルニ「フェア・フライ」ハ球及線トノ位置關係ニ依リテ判定サレルノデアル事ヲ知ルベキデアル。

ファウル ヒット

第四十五條 「ファウル・ヒット」トハ適法ニ打タレタル球ニシテ、本壘ト一壘間又ハ本壘ト三壘間ノ「ファウル・グラウンド」ニ止リタルモノ、或ハ「ファウル・グラウンド」上ニテ一壘又ハ三壘ヲ過ギタルモノ、或ハ一壘又ハ三壘ノ後方ノ「ファウル・グラウンド」ニ落ちタルモノ又ハ「ファウル・グラウンド」上又ハソノ空間ニテ審判者又ハ「プレイヤー」ニ觸レタルモノヲ云フ。「ファウル・フライ」ハ球ト「ファウル・ライン」ノ相對的位置ニ從ツテ審判サル可キモノニシテ、「ファイルダー」ガ球ニ觸レシ時ニ「ファウル・グラウンド」ニアリシト「フェア・グラウンド」ニ

アリシトニ依ラザルモノトス。

ファウル チツプ

第四十六條 「ファウル・チツプ」トハ定位置ニ立テル打者ニヨリテ打タレタル球ニシテ、「バット」ヨリ鋭ク且ツ直接ニ捕手ノ掌中ニ入り適法ニ捕球サレシモノヲ云フ。

バント ヒット

第四十七條 「バント・ヒット」トハ適法ニ打タレタル球ニシテ、「バット」ヲ振ラズ、打者ガ「バット」ニ當テ「インフィールド」内ニ緩ク輕ク打チタルモノヲ云フ。

競技場外ニ打タレタル球

第四十八條、

第一項 打タレタル球ガ競技場外ニ達シ、或ハ觀覽席ニ入りタル時ハ、審判者ハ球ガ審判者ノ視界ヲ去リタル時ノ位置ニ從ツテ「フェア」又ハ「ファウル」ト決スベシ。

第二項 「フェア・ヒット」ガ柵ヲ越へ或ハ觀覽席ニ入りタル時ハ打者ハ「ホームラン」ヲ宣言サルベシ、但シ球ガ本壘ヨリ二三五呎以内ナル場外ニ達シ又ハ觀覽席ニ入りタル時ハ打者ハ單ニ二個ノ壘ヲ得ルモノトス。何レノ場合ニ於テモ打者ハ各壘ヲ順次ニ觸レテ進ムベシ。本壘ヨリ二三五呎以内ニ柵又ハ觀覽席ガアル地點ハ、審判者ノ認識ノタメ白色又ハ黑色ノ目標ニ依ツテ明示スルヲ要ス。

ストライクス

第四十九條 「ストライク」トハ、

第一項 投手ノ投ゲシ球ヲ打者ガ打チテ「バット」ニ觸レザリシ場合。

第二項 投手ガ投ゲシ「フェア・ボール」ニシテ打者ガ打タザリシ場合。

第三項 打者ノ「ツウ・ストライク」以前ノ「ファウル・ヒット」ガ「フライ」ニテ捕ヘラレザリシ場合。

第四項 「バント」セントシテ「ファウル」トナリ、適法ニ捕ヘザリシ場合。

第五項 投手ノ投ゲシ球ヲ打者ガ空振シ球ガ身體ノ何レノ部分ニカ觸レタル場合。

第六項 「ファウル、チップ」ガ定位置ニアル捕手ニ捕ヘラレシ場合ヲ云フ。

イリガリイ バツテツド ボール

第五十條 「イリガリイ・バツテツド・ボール」トハ打者ガ打者線外ニ片足又ハ兩足ヲ踏ミ出シテ球ヲ打チタル場合ヲ云フ。

打者ガアウトトナル場合

第五十一條 打者ハ次ノ場合ニ「アウト」トナル。

第一項 打撃表ニ記載セル順序ニ於テ打者トナラザリシ場合。但シ不正打者ガ走者トナル前ニ誤リガ發見サレ正打者ガ代リタル場合ニハ、「ボール」及「ストライク」ハ正打者ガ引繼グモノトス。唯ダ正打者ガ「アウト」ヲ宣告サル可キノミニシテ、不正打者ノ打撃ニ依リテ得點シ又ハ壘ヲ取ルコトヲ得ザルモノトス。

但シ、コノ規定ハ次打者ニ投手ガ投球スル以前ニ「アウト」ガ宣告サレルニ非ラズンバ適用スルヲ得ズ。コノ項ノ規定ニ基キ打者ガ「アウト」ヲ宣告サレ、攻撃側ガ三死者トナリテ交代セ

シ時ハ、次回ニ於ケル第一打者ハ、前回ニ於テ「サード・アウト」ヲ宣告サレタル打者ノ次ニ位スル「プレイヤー」タルベキモノトス。

第二項 打者ガ審判者ヲ呼ビタル後一分間以内ニ定位置ニツカザリシ場合。

第三項 第四十六條ニ規定セシ如ク、打者ガ「ファウル・チップ」ニアラザル「ファウル・ヒット」ヲ打チ、球ガ地面ニ觸レル以前ニ一瞬間ナリトモ野手ニ捕ヘラレシ場合。

但シ野手が帽子、「プロテクター」、「ポケット」或ハ「ユニフォーム」ノ一部ニテ捕ヘ、或ハ野手が球ヲ捕ヘル以前、野手以外ノ他ノモノガ或目的ヲ以ツテ球ヲ打チタル場合ハ「アウト」ニアラズ。

第四項 第五十條ニ規定セシ如ク打者ガ「イリガリイ」ニ球ヲ打チタル場合。

第五項 打者ガ定位置ヨリ外ニ踏ミ出テ、球ヲ捕ヘ又ハ投ゲントスル捕手ヲ妨ゲントシ、或ハ如何ナル方法ニテモ捕手ヲ遮リ又ハ妨ゲル行爲ヲセシ場合。

但シ走者ガ第五十六條第十五項ノ規定ニ依リテ「アウト」トナル場合ハ、打者ハコノ項ノ規定ニ依ツテ「アウト」トナラザルモノトス。

第六項 一壘ニ走者アル時、打者ガ審判者ニ「スリー、ストライク」ヲ宣告サレシ場合。但シ二

死者後ハコノ限りニアラズ。

第七項 「サード・ストライク」ヲ爲シ、球ガ打者ノ身體ノ一部ニ觸レタル場合。此ノ場合ニ於テ走者壘ニアル時ハ、第五十五條第五項ニ規定セシ如ク進壘スルヲ得ズ。

第八項 二死者以前ニシテ、一壘及二壘或ハ一壘、二壘及ビ三壘ニ走者アル時打者ガ「ライナー」ニアラザル内野手ノ取り得ベキ「フェーアフライ・ボール」ヲ打チタル場合。

カ、ル場合審判者ハ球ガ打タレルト同時ニ、ソレニ對シテ「インフィールド」若クハ「アウトフィールド」ヒツト」ノ宣言ヲナスベキモノトス。サレド走者ハ離壘シ又ハ捕ヘラレル球ノ危険ヲ冒シテ進壘スルヲ得ルコト他ノ「フライ・ボール」ニ同ジ。

但シ、一壘及二壘又ハ一壘、二壘及ビ三壘ニ走者アリテ二死者以前ニ、打者ガ「バント」ヲ爲サントシテ「フェーア・フライ・ボール」ニ終ルトモ、「インフィールド、フライ」ト見做サレザルベシ。

第九項 第四十九條第四項或ハ第五項ニ依リテ、「サード、ストライク」ガ宣告サレシ場合。

(註) 「バント」セントシテ失敗シ「サードストライク」ガ宣告サレタ場合、及ビ空振シテ球ガ打者ノ身體ニ觸レ、ソレガ「サードストライク」ナル場合ハ共ニ打者「アウト」トナル。

第十項 投手が定位置ニアリテ投球ノ用意ヲ爲セル時、打者が他方ノ「バットマン」ス」ニ移リタル場合。 ボツク

ベースランニングルール

走壘ノ順序

第五十二條

第一項 走者ハ正規ノ順序即チ一壘、二壘、三壘及ビ本壘ノ順序ニテ壘ニ觸レルヲ要ス、試合中歸壘セザル可ラザル時ハコノ反對ノ順序ニテ各壘ニ歸ラザル可ラズ。走者ハ「アウト」ニサレル前ハ單ニ壘ニ觸レルコトニ依ツテ其ノ壘ニ對スル權利ヲ得、カクテ順次ニ次ノ壘ニ正規ニ觸レルマデ、或ハ次ノ走者ニ壘ヲ讓ルノ止ムナキニ至ルマデハソノ壘ヲ占有スルノ權利ヲ與ヘラルモノトス。

但シ打撃順ノ先ナル走者ニシテ、ソノ回ニ於テ「アウト」トナラザル走者アル時ハソノ走者ヲ追越シテ生還スルヲ得ズ。

第二項 一ツノ壘ノ占有ヲ許サレタル走者ハ「フィールド」ヲ混亂セシメ、或ハ試合ヲ戲弄スル

目的ニテ反對ノ順序ニテ項ヲ走ルヲ得ズ。コノ規定ヲ犯シタル走者ハ球ヲ觸ラレ、或ハ球ヲ走者ガ占有權ヲ與ヘラレ居ル壘ニ觸ラルレバ「アウト」タルベシ。

第三項 一走者ガ「ベース」間ニ挾マレタル場合ニ於テ、次ノ走者ガ第一走者ノ去リタル壘ヲ占ムル時ハ第二走者ハ其壘ヲ保テル限リ「アウト」サレル事ナシ。但シ第一走者ガ安全ニ其壘ニ歸リ、同一ノ壘ヲ二走者ガ占ムルニ至リ、球ヲ觸ラレタル時ハ第二走者ガ「アウト」タルベシ。

第四項 先ノ走者ガ壘ニ觸レザリシコトハ、(從ツテ走者ハ「アウト」ヲ宣告サル)各壘ヲ正當ノ順序ニテ觸レタル次ノ走者ノ地位ニ影響スルコトナシ。

打者ガ走者トナル場合

第五十三條 打者ハ次ノ場合ニ走者トナル。

第一項 「フェア」ア、ヒット」ヲ打チタル直後。

第二項 審判者ニ依ツテ四球ヲ宣告サレタル直後。

第三項 審判者ニ「スリー、ストライクス」ヲ宣告サレタル直後。

第四項 打者ガ球ヲ打タントセザルニ投手ノ投ゲタル球ガ身體、或ハ着衣ニ觸レタル場合。
但シ打者ガ明ラカニ球ヲ避ケル可ク何等ノ努力ヲ爲サザリシト審判者ガ認メシ時ハコノ限り
ニアラズ。

第五項 捕手ガ球ヲ打タントスル打者ニ妨害シタル場合。

第六項 「フェーア、ヒット、ボール」ガ「フェーア、グラウンド」ニ於ケル審判者或ハ走者ノ身
體又ハ着衣ニ觸レタル場合。

(註) 「何等ノ努力云々」トアルヤウニ故意ニ當ツタ場合ハ「デット、ボール」ハ宣告サレズニ「ホール」トサ
レ、ソノ「ボール」ニ依ツテ壘走者ハ進壘スル事ハ出來ヌ。「デット、ボール」トハ打者ガ投手ノ球ヲ避ケン
ト努力シタルニ拘ハラズ、猶且ツ球ガ打者ノ身體ノ一部ニ觸レタル時、宣告サレタルモノト知ルベシ。
第五項ハ捕手ガ打者ノ打球ヲ妨害シタル場合、即チ打者ガ球ヲ打タントセル際捕手ノ「ミット」ガ打棒ニ
觸レテ打球ヲ妨害セリト審判者ガ認メタル場合、ソノ他打者ノ妨害トナルベキ行爲ヲ捕手がナシタル時
ハ打者ハ安全ニ一壘ヲ與ヘラレテ走者トナル。最モ三壘走者ガ本壘チ目ガケテ走リツ、アル際捕手が正
式ニ投ゲラレタル投手ノ球ニ對シ打者ヲ妨害シタル場合ハ、三壘走者ハ生還、打者ニハ一壘ヲ與ヘラレル
投手ハ「ブレイト」ニツキテ打者ニ面シタル以上「ブレイト」ヲ外ツシテ、走者ヲ止メル事ガ出來ヌ、カ
、ル場合三壘ニ投ズルハ差支ヘナキモ、本壘ニ投ズル時ハ、必ズ正式投球ヲナサネバナラヌ、若シ此レ
ニ違反スレバ「ボーク」トナル。此ノ際投手ガ正式ノ投球ニ對シ捕手が正式ノ捕球ヲセズ打者ノ妨害ヲス
レバ、二者チ生サネバナラヌノデアル。此ノ問題ノ起ルノハ多ク三壘ノ走者ガ「ホーム、ステール」チ企
テルカ、「スクイズ、ブレイ」ノ場合デアル。
第六項ハ「フェーアヒット」ガ走者ノ身體ニ觸レ、或ハ内野ニアル審判者ニ觸レタル場合、打者ハ安全ニ

一壘ヲ與ヘラレル、但シ走者ノ身體ニ打球ガ觸レタル場合ハ走者「アウト」ノ宣告ヲ受ケル。

壘ヲ與ヘラル場合

第五十四條 走者ハ「アウト」サレルノ恐レナク次ノ場合ニ於テ次壘ニ進ム權利ヲ附與サルモノト
ス。

第一項 打者ハ、四球ニ因リ、或ハ投手ノ投ゲタル球ガ觸レタル場合、球ヲ打タントスル時捕
手ニ妨害サレタルタメ、或ハ「フェーア、ヒット、ボール」ガ野手ニ觸レル前ニ「フェーア
グラウンド」ニ於ケル審判者又ハ走者ノ身體又ハ着衣ニ觸レタル場合ニ走者トナル。
但シ「フェーア、ヒット、ボール」ガ野手ヲ通過シ或ハ野手ガ觸レタル後審判者ニ觸レタル時
ハ球ハ試合中ノモノト見做サル。同時ニ「フェーア、ヒット、ボール」ガ「ハウル、グラウン
ド」ニ於ケル審判者ニ觸レタル場合モ球ハ試合中ノモノト見做サルベシ。

第二項 四球、又ハ投手ノ投ジタル球ニ當リ又ハ球ヲ打タントシテ捕手ニ妨害サレタルニ依リ審
判者ガ次打者ニ一壘ヲ與ヘ、從ツテ嚮ニ一壘ヲ占有セシ走者ガソノ壘ヲ讓ラザル可カラザル
ニ至リタル場合。

第三項 審判者が「ボーク」ヲ宣告セシ場合。

第四項 投手ノ打者ニ投ジタル球が捕手ヲ通過シテ、本壘ヨリ九十呎以内ノ柵又ハ建築物ニ觸レシ場合。

第五項 走者が野手ニ進壘セントスルヲ防ゲラレタル場合。

但シ野手が球ヲ手ニシテ走者ニ觸レントスル場合ハ此ノ限りニアラズ。

第六項 野手が打タレタル球又ハ投ゲラレタル球ヲ、身體ノ本來着ケル可キ部分ヨリ離シタル帽子、「クラブ」又ハ着衣ノ一部ヲ以テ止メ又ハ捕ヘタル場合ハ走者ハ打タレタル球ナラバ三箇ノ壘、投ゲラレタル球ナラバ二箇ノ壘ヲ與ヘラル可シ。

第七項 野手或ハ投手ノ投ゲタル球が審判者ノ身體又ハ着衣ニ觸レタル場合球ハ試合中ノモノト見做サレ、走者ハ能フ限り進壘スルコトヲ得。

(註) 線内ニアル審判者ニ打球ガ觸レタル場合ハ「タイム」トナルカラ走者ハ限ラレタル壘以上進ム事ハ出來ザレ共、野手ノ投ゲタル球ニ審判者(線内線外ナ間ハナイ)ガ觸レタル場合ハ停止球トナラヌ。走者ノ進退モ自由デアリ、守備者モ走者ヲ退クベク普通ノ活動ガ出來ル。要スルニ何等コレガタメ問題ヲ起サナイノデアル。

第八項 投ゲラレタル球ガ「ファウル、グラウンド」ニ於ケル「コーチャー」ニ當リタル場合球ハ

試合中ノモノト見做サル。但シ「コーチャー」ガ故意ニカカル球ニ妨害ヲ與ヘタルモノト審判者ガ認ムル時ハ、走者ハ最後ニ觸レタル壘ニ歸ヘラザル可ラズ、而シテ「コーチャー」ハ競技場ヨリ退場ヲ命ゼラル可シ。

第九項 「ザ、インテンショナル、パス」

捕手が打者ニ對シテ故意ニ四球ヲ與ヘントスル投手ヲ助ケル目的ヲ以ツテ「ホームプレー」直後ノ捕手本來ノ位置ヲ離レルハ違法トス。捕手が球ガ投手ノ手ヲ離レルニ先チテ位置ヲ離レタル時ハスベテ走者ハ各一個ノ進壘ヲ許サルモノトス。

壘ニ歸ヘル場合

第五十五條 次ノ場合ニハ走者ハ「アウト」サレル危険ナク歸壘セザル可ラズ。

第一項 審判者カ「ファウル」ヲ宣告シ、適法ニ捕ヘラレザリシ場合。

第二項 審判者ガ「イリガリイ、パツテツド、ボール」ヲ宣告シタル場合。

第三項 審判者ガ「デツド、ボール」ヲ宣告シタル場合。

但シソレガ同時ニ四球ニシテ、第五十四條第二項ニ規定セシ如ク次ノ壘ヲ取ラザルベカラザ

ルニ至リタル時ハ此ノ限リニアラズ。

第四項 打者ノ後方ニ位置セル審判者ノ身體又ハ着衣ガ、捕手ノ役球セントスルヲ妨ゲタル場合。

第五項 投手ノ投ゲタル球ヲ打者ガ打チテ空振シ、球ガ打者ノ身體ノ一部ニ觸レタル場合。

第六項 「フェア、ヒット、ボール」ガ野手ニ觸レル前審判者ニ當リタル場合。コノ場合ニ於テ打者トナリシ爲メノ必要アルニ依ル外ハ進壘スルヲ得ズ、故ニスベテノ壘ニ走者アルニアラズンバ生還スルヲ得ズ。

第七項 審判者ガ打者又ハ他ノ走者ニ「インターフェア」ニ基キテ「アウト」ヲ宣告シタル場合

第八項 第五十四條第八項ニ規定セシ如ク、「コーチャー」ガ投ゲラレタル球ニ故意ニ妨害シタル場合。

第九項 之等各場合ニ於テ走者ハ正規ニ與ヘラレタル壘ニ歸ヘルニ中間ノ壘ニ觸レルヲ要セズ

走者アウトナル場合

第五十六條 走者ハ次ノ場合ニ「アウト」トナル。

第一項 打者タル時「スリー、ストライク」ガ宣告サレシ後、捕手が第三「ストライク」ノ球ヲ適當

ニ捕ヘ得ズ、打者ガ明ラカニ捕手ノ捕球ヲ妨ゲント企テタル場合。

第二項 打者タル時「フェア、ヒット」ヲ放チ、ソレガ地面其他野手以外ノ物ニ觸レル前ニ、

野手ニ依リテ一瞬間ナリトモ捕ヘラレタル場合。

但シ野手が帽子、「プロテクター、ポケット」又ハ着衣ノ一部ヲ以テ捕ヘタル時ハ此ノ限リニアラズ。

第三項 打者タル時ニ審判者ガ「スリー、ストライクス」ヲ宣告シ、第三「ストライク」ノ球ガ一瞬間タリトモ地面ニ觸レル前ニ野手ニ依ツテ捕ヘラレタル場合。

但シ野手が帽子、「プロテクター、ポケット」又ハ着衣ノ一部ヲ以ツテ捕ヘタル時ハ此ノ限リニアラズ。

第四項 「スリー、ストライクス」或ハ「フェアヒット」ヲ放チタル後、打者ガ一壘ニ達スル前ニ野手が球ヲソノ走者ニ觸レタル場合。

第五項 「スリー、ストライクス」或ハ「フェアヒット」ノ後、コノ走者ガ一壘ニ達スル前ニ、身體ノ一部ヲ一壘ニ觸レタル野手ニ球ガ捕ヘラレタル場合。

第六項 野手が第一壘ヲ守備セル場合、本壘ト一壘間ノ後半ヲ走ル場合ニ於テ走者が第七條ニ規定セシ「スリー、フキートライン」以外ヲ走リタル場合。

但シ走者が打タレタル球ニ對シテ守備セントスル野手ヲ避ケタル場合ハ此ノ限りニアラズ。

第七項 一壘ヨリ二壘、二壘ヨリ三壘或ハ三壘ヨリ本壘ニ走リ又ハ逆ニ走ル場合ニ於テ、球ヲ手ニセル野手ニ觸レルコトヲ避ケンガタメニ、各壘ヲ結ブ直線ノ側方三尺以上ヲ走リタル場合。

但シ、野手が打タレタル後ニ對シテ守備ヲナシ走者ノ正當ノ進路ヲ塞ゲル時ハ、走者ハコノ直線以外ソノ野手ノ後方ヲ走ルベシ、カク爲スコトニ對シテ走者ハ「アウト」ヲ宣告サレルコトナシ。

第八項 本條第六項及ビ第七項ニ規定セル如ク、走者が打タレタル球ニ對シテ守備セル野手ヲ避ケズ、又ハ何等カノ方法ニテ該野手ニ妨害シ、或ハ投ゲラレタル球ニ對シテ故意ニ妨害ヲ與ヘシ場合。

但シ打タレタル球ニ對シ二人若クハ二人以上ノ野手が守備セントスル際、走者ガソノ中ノ一人又ハ一人以上ニ衝突セシ時ハ、審判者ハ本條ノ恩典ヲ受ク可キ野手ヲ判定スベシ、而シテ

審判者ガカク打タレタル球ニ對シテ守備セルモノト判定シタル野手以外ノ野手ニ衝突シタル走者ハ「アウト」トサレザルモノトス。

「フェア、ヒットボール」ガ内野手ヲ通過シ、ソノ直後ニ於テ走者ニ當リタル時ハ審判者ハ打タレタル球ニ當リタル故ヲ以ツテ走者「アウト」ト宣告スベカラズ。カカル判定ヲナスニ當リ審判者ハ球ガ内野手ヲ通過シ、他ノ内野手ガソノ球ノ處理ヲナス機會ナカリシコトヲ確認セザル可ラズ。

若シ走者ガカカル球ヲ故意ニ蹴リ、ソレガタメ内野手が處理ヲ誤リタリト審判者ガ認ムル時ハ走者ハ妨害ノ故ヲ以テ「アウト」ヲ宣告サルモノトス。

第九項 試合進行中如何ナル場合ニテモ、走者ガ占有セル壘ニ身體ノ一部ヲ觸レ居ラザル際、野手ノ手ニセル球ヲ觸レラレタル場合。

但シ球ヲ附ケタル後、走者ガ野手ノ手ヨリ故意ニ球ヲ叩キ落サバル限り野手ハ球ヲ保持スルヲ要ス。野手ハ球ヲ走者ニ附ケタル後確實ニ保持セザル可ラズ。

假令野手が球ヲ保持シ地上ニ落サバルモ、球ヲ「ジャツグル」スルヲ得ズ。

第十項 野手が「フェア」又ハ「ファウルヒットボール」(第四十六條ニ規定セシ「ファウルチ

ツブニアラザル)ヲ正規ニ捕ヘタル時、「フェアア」或ハ「ファウルヒットボール」ガカク捕ヘラレタル後走者ガ歸壘スルニ先ダチテ、野手ガカ、ル球ノ打タレタル際走者ガ占有セシ壘ニ觸レテ球ヲ保持シ又ハ手ニセル球ヲ走者ニ觸レタル場合。

但シ、球ガ上述ノ如ク正規ニ捕ヘラレタル後、野手ガソノ壘ニ觸レツ、球ヲ保ツ前、又ハ球ヲ其走者ニ附クル前ニ、投手ガ打者ニ投球シタル場合ニ於テハ走者ハ「アウト」ニアラズ。走者ガ歸壘セントシテ、球ヲ附ケラレ又ハ「フォースアウト」サレル前ニ「ベース」ガ固定セル點ヨリ離レキル場合ハ、走者ハ「セーフ」ヲ宣告セラルベシ。

「フライ・ボール」ノ場合「ベース」ニ觸レ居タル走者ハカ、ル「フライ、ボール」ガ野手ノ手ニ觸レタル瞬間ニ前進スル權利ヲ得ルモノトス。

第十一項 一壘或ハ一壘及ビ二壘、或ハ一壘、二壘及ビ三壘ニ走者アリテ打者ガ走者トナリタル時ハ、壘ヲ占有セル各走者ハソノ壘ノ占有權ヲ失フ可シ、而シテ次壘ニ於テ一壘ニ走ル時ト同様ニ「アウト」サルベク、或ハ打撃順ノ後ナル走者ガ「アウト」サレル前ハ何時ニテモ野手ガ手ニセル球ヲ附ケルコトニ依ツテ「アウト」トナルベシ。

但シ第五十一條第八項ニ從ヒテ、審判者ガ打者ノ「ヒット」ヲ「インフィールド、フライ」ト宣言

シタル時ハ此ノ限りニアラズ。

第十二項 「フェアア、ヒット、ボール」ガ野手ニ觸レル前ニ走者ニ當リタル場合。カ、ル場合ニ於テ打者ガ走者トナリテ必要止ムヲ得ザルニ至ル外進壘シ又生還スルヲ得ズ、同時ニ審判者ガ「プレー」ヲ宣告スルマデハ他ノ各走者ハ「アウト」トナルコトナシ。

第十三項 試合進行中、走者ガ進壘又ハ歸壘スベキ際、中間ノ壘ニ觸レザリシ場合ニハ、進壘ト歸壘ノ場合ヲ問ハズ、一壘ニ走ル場合ト同ジク走者ノ觸レザリシ壘ニ觸レ居ル野手ニ依ツテ球ガ保持サレルカ、或ハ野手ノ手ニセル球ヲ附ケラレルコトニ依リテ「アウト」トナルベシ但シ野手ガカ、ル壘ニ觸レテ球ヲ保持シ或ハ球ヲ走者ニ附ケル前ニ投手ガ打者ニ向ツテ投球シタル場合ニハ走者ハ「アウト」トナラザルベシ。

第十四項 審判者ガ試合停止後「プレー」ヲ宣告シタル時、走者ガ次壘ニ達スル前「タイム」ノ宣告サレンシ時占有セシ壘ニ歸ヘリソレニ觸レルコトヲ怠リタル場合。

但シ、野手ガカ、ル壘ニ觸レテ球ヲ保持シ或ハ球ヲ走者ニ附ケル前ニ投手ガ打者ニ向ツテ投球シタル場合ニハ走者ハ「アウト」トナラズ。

第十五項 「ワン、アウト」又ハ「ノー、アウト」ニシテ走者三壘ニアル時、打者ガ「ホームプレ

「アウト」ニ於テナサレル「プレー」ヲ妨害シタル場合。

(註) 一死若シクハ無死ニテ三壘ニ走者ガアル場合、打者ガ本壘ニ行ハル、「プレー」ヲ妨害スルト、三壘走者ガ「アウト」ノ宣告ヲ受ケル、此レハ妨害ニ對シテ嚴罰ヲ與ヘタノデ、二死後ナラバ打者ニ「アウト」ノ宣告ヲナス事ニ依テ三死トナルカラ、無死若ハ一死ト限ツタワケデアル。

第十六項 先ノ走者ガ適法ニ「アウト」トナル前ニコノ走者ヲ追越シタル走者ハ直チニ「アウト」ヲ宣告サルベシ。

第十七項 三壘ノ「コーチャー」ガ三壘ニ歸ヘリ又ハ去ラントスル走者ノ身體ニ觸レ或ハ之ヲ支ヘテ援助シタルモノト審判者ガ認メタル場合。

但シ「プレー」ガ行ハレザル場合ハ「アウト」ヲ宣告サルコトナシ。

第十八項 一壘ニ走ル走者カ同壘ニ觸レタル後壘ヲ走り越スモ、直チニ歸ヘリテ壘ニ觸レル時ハソノ壘ヲ離レタルタメニ「アウト」トサレル責ヲ負フコトナシ。

ソノ後ハ他ノ壘ニ於ケルガ如ク「アウト」トサルベシ。走者ガ一壘ヲ走り越シタル後、一壘ニ歸ヘル前ニ二壘ニ向ツテ走ラント企テシ時ハ、走者ハ「アウト」ニ關スル上記ノ除外權ヲ失フベシ。

第十九項 三壘ニ走者アリテ、野手が打タレタル球ニシテ「フライ」ニテ捕ヘラレザリシモノ或ハ投ゲラレタル球或ハ「フライ」、ボール「ヲ處理シツ、アル際又ハ處理セントスル際、三壘附近ニアリシ「コーチャー」ガ本壘ニ向ヒ或ハ「ベース」、ライン「ノ近クヲ走り、ソノタメ野手が本壘ニ投球シタル時ハ、「コーチャー」ガ正當ナル「プレー」ヲ妨害セシモノトシテ審判者ニ依ツテ三壘ノ走者ハ「アウト」ヲ宣告セラルベシ。

第二十項 一人若クハ一人以上ノ攻撃側「チーム」ノ「メンバー」ガ走者ノ到着セントスル壘又ハソノ附近ニ立チ或ハ群リ、從ツテ守備方ヲ混亂セシメ且ツ「プレー」ヲナスコトノ困難ヲ加フル場合ハ、走者ハソノ「チーム」、メイト「ガ妨害ヲ加ヘタルノ故ヲ以ツテ「アウト」ヲ宣告セラルベシ。

第二十一項 走者ガ「ピッチ」ド、ボールニ依リ或ハ「スクイズ」、プレイ「ニヨリテ三壘ヨリ生還セント企ツル際ニ、捕手が球ヲ捕フルタメ「プレー」ト」ノ前方ニ飛ビ出シタル時ハ、「ボール」及ビ「インターフェアレンス」ヲ宣告セラルベシ、而シテ走者ハ生還ヲ許サレ打者ハ一壘ヲ與ヘラルベシ。

捕手が打者ヲ突き退ケ或ハ打者ノ「バット」ニ妨害ヲ爲シタル場合ニ於テモ同様ノ結果ガ課セ

ラルモノトス。

第二十二項 「フォースド、プレイ」ノ定義「フォース、アウト」ハ打者が走者トナルコトニ依リテ走者ガ從來占メ居タル壘ノ占有權ヲ失ヒ、前進スルノ止ムナキニ至リタル場合ニノミ爲サレ得ルモノナリ。

審判者ガ「アウト」宣告スル場合

第五十七條 審判者ハ第五十六條第十項、第十三項、第十八項ノ場合ヲ除キ、上記ノ規定ノ何レカニ從ヒテ競技者ノ「アウト」タルベキスベテノ場合ニ於テ、カ、ル判決ノ要求ヲ待タズシテ打者或ハ走者ノ「アウト」ヲ宣告スベシ。

「コーチング」ルールの

第五十八條 「コーチヤー」ハ走者或ハ打者ニ對シテ幫助及ビ指揮的言葉ヲ發シ得。「コーチヤー」ハ言語又ハ「サイン」ニ依ツテ觀覽者ヲ示威運動ニ煽動シ或ハ煽動セント企ツヲ得ズ、而シテ相手方「クラブ」ノ競技者、審判者或ハ見物人ニ少シデモ關係シ或ハ反響ヲ及ボス言語ヲ使用スベ

カラズ。「コーチヤー」ハ二人以上タルヲ得ズ、攻撃側ノ制服ヲ着ケタル「プレイヤー」タルヲ要シ、走者ヲ「コーチ」スルタメ一ツハ一壘側、他ハ三壘側ノ各「プレイヤー」、ライン」及ビ「フーチャー」ス、ライン」間ノ場所ニ位置スルモノトス。

得點ノ記録

第五十九條 一走者ガ三個ノ壘ニ適法ニ觸レタル後、三人「アウト」トナル以前ニ適法ニ本壘ニ觸レタル度毎ニ一點ヲ記録スベキモノトス。

但シ、走者ガ「フォース・アウト」或ハ一壘ニ達スル前ニ「アウト」トナリ三死者トナル時ハ、走者ガ本壘ニ達スルモ得點トシテ記録スルヲ得ズ。

(「フォース・アウト」ノ定義ニ關シテハ、第五十六條第二十二項參照)

審判者ト其任務

裁斷ヲ施行スル權

第六十條 スベテ審判者ハ「リーグ」ノ代表者ニシテ本規則ノ各條項ヲ施行スベキ權限ト義務ヲ有

スルモノナリ。審判者ハ、「プレイヤー」「キャプテン」「マネージャー」ニ對シ、是等規則ノ一部又ハ全部ニ効果ヲ與フルタメ必要ト認メタル條例ノ履行ヲ強ヒ或ハ省略セシメ、次ニ規定スルガ如ク規則違反者ニ對シテ罰金ヲ課スルノ命令權ヲ有ス。審判者相互ノ義務ヲ確定スルタメニ、「ボール」及ビ「ストライク」ヲ裁斷スル審判者ヲ「アンパイヤー・イン・チーフ」「正審」ト稱シ、「ベース」ノ判決ヲナス審判者ヲ「フィールドアンパイヤー」(壘審)ト稱ス。

「アンパイヤー・イン・チーフ」

第六十一條、

第一項 正審ハ捕手ノ後方ニ位置スベシ、正審ハ「ゲーム」ノ全監督權ヲ有シ「ゲーム」ヲ適當ニ遂行スル責任ヲ有ス。第六十二條ニ規定スル壘審ニ依ツテ爲サレル判決以外、普通單獨ノ審判者ガ行フスベテノ判決、即チ當競技規則ニ於テ審判者ニ關シテ規定セル所ヲ行フベキモノトス。

第二項 正審ハ投手ガ打者ニ投ゲタル「アンフェアア、ボール」ニ對シテ「ボール」ノ宣告及ビ算

定ヲ爲スベシ。同時ニ、打者ガ「バット」ヲ振ルト否トニ拘ラズ第三十一條ニ規定セシ如ク本壘上ノ一部ヲ通過シ打者ノ正規ノ限界内ノ「フェアライ、デリバード、ボール」、或ハ本壘ノ十項内ニ於ケル捕手線内ニアル捕手ノ捕ヘタル「ファウル、チツプ」或ハ打者ガ空振シタル後打者ノ身體ニ當リタルモノ、或ハ打者ガ「バンテツド、ファウル」ヲ爲シタル時、或ハ打者ガ「ツウ、ストライクス」以前ニ打チタル「ファウル、ヒットボール」ニシテ「フライ」トナリテ捕ヘラレザリシモノニ對シテハ「ストライク」ノ宣告及算定ヲナスベシ。

但シ審判者ハ投手ノ打者ニ投ジタル球ガ「ホーム、プレート」上ヲ通過スルマデ「ボール」或ハ「ストライク」ノ宣告及算定ヲナスヲ得ズ。

第三項 正審ハ次ノ場合ニ於テ壘ノ審判ヲ爲スベシ。

(1) 走者一壘ニアリテ、「フェアア、ヒット」ガ打タレタル時ハ三壘ニ至リテ能フ限りノ審判ヲ爲スコトヲ要ス。

(2) 一人以上ノ走者アル時、三壘ノ走者ガ「フライ」ガ捕ヘラレル前ニ離壘シタルヤ否ヤヲ判決スベシ。

(3) 一人以上走者アル時、一走者ガ三壘ト本壘間ニ挟マレタル場合ハ本壘ニ最モ近キ走者

ニ關スル審判ヲ爲スベシ。

第四項 正審ニ限リ「フォーフィツテツド・ゲーム」ヲ宣告スル機能ヲ有スルモノトス。

フィールド アンバイヤー

第六十二條、

第一項 壘審ハ競技場ニ於テ、壘ニ關スル審判ヲ爲スニ最モ適當ト認ムル場所ニ位置ヲ占ムベシ。壘審ハ一壘及ビ二壘ニ關スル凡テノ審判ヲ爲スベキモノニシテ、三壘ニ關スル審判ト雖モ第六十一條第三項ノ規定ニ依リテ正審ニ依ツテ爲サルベキ場合ノ外ハ、凡テ壘審判ガ宣告ヲ下スベキモノトス。

同時ニ壘審ハ、投手ニ關スル「ボーク」ノ宣告、及ビ球ニ異様ノ物質ヲ使用スルヲ禁ジ又「フリーク」ナル投球ヲ禁ズル第十四條第四項、第三十條第二項ヲ執行スルニ付テ正審ト同時ノ權能ヲ有スルモノトス。

第二項 壘審ハ試合規則執行ニ關スルアラユル點ニ於テ正審ヲ補佐スベキモノニシテ、「フオーア、フィツテツド」ノ宣告ヲ除キ、規則ニ違反セシ「プレイヤー」ニ罰ヲ課シ或ハ試合ヨリ退

カシムルコトニ付イテ正審ト同等ノ權能ヲ有スベシ。

審判者ノ判斷ニ基ク宣告ノ効力

第六十三條 打者ノ打チタル球ノ「フェーア」又ハ「ファウル」ナルカ、走者ガ「セーフ」又ハ「アウト」ナルカ、投手ノ投ゲタル球ガ「ストライク」又ハ「ボール」ナルカ、或ハ其他正確ナル判斷ヲ要スル「プレイ」ニ關シ當否疑ハシキ判斷ニ對シ、「グラウンド」ニ於ケル何レノ審判者ニ向ツテモ抗議ヲ提出スルヲ得ズ、而シテ審判者ハ自己ノ宣告ガ規則ニ反セリト信ズルニアラズンバ、宣告ヲ變更スベカラズ。但シ「キャプテン」ニ限り宣告ニ對シテ抗議ヲ提出シ、ソノ宣告ガ規則ノ條項ニ反スル旨ヲ主張シテソノ變更ヲ求ムル權利ヲ有スベシ。

「キャプテン」ガ單ニ規則ノ一點ニ基キテ宣告ノ變更ヲ要求シタ場合ニ於テ、審判者ガ疑義ヲ生ジタル時ハソノ審判者ハ「キャプテン」ノ抗議ニ關スル處置ヲ爲ス前ニ他ノ審判者ト協議ヲナスヲ要ス。審判者ハ他ノ審判者ノ要求アルニアラズンバ如何ナル事情アリトモ宣告ニ關スル批判或ハ妨害ヲナスベカラズ。

單獨審判ノ任務

第六十四條 單ニ一人ノ審判者ガ指定サレタル時ハ、審判者ノ義務及ビ審判權ハスベテノ點ニ及ブモノトス、而シテ場内何レノ點ニテモ職務ヲ遂行スルニ最上ト認ムル所ニ位置スルヲ得。

宣告ノ如何ヲ論ス可ラズ

第六十五條 如何ナル事情アルモ「キヤプテン」若クハ「プレイヤー」ハ競技ニ關スル審判者ノ判決及ビ宣告ノ當否ヲ論ズ可ラズ。

クラブハ審判者ヲ變更スルヲ得ズ

第六十六條 審判者ガ負傷又ハ疾病ノタメ職務ヲ遂行シ能ハザル限り、相戰ヘル兩「クラブ」ノ協議ニ依ツテ「チャンピオンシップゲーム」中審判者ヲ變更スルヲ得ザルモノトス。

(注意) 第六十七條以下第七十一條マデハ本邦球界ニ於テ用キ居ラザルモノナル爲ニ本規則書ニ記載セズ。

グラウンド ルールス

第七十二條、

第一項 試合開始前審判者ハ試合ノスベテノ材料ガ十分ニ規則ニ副ヘルヤ否ヲ検査スベシ。

第二項 觀覽者ガ「プレイング、フィールド」ニ溢レンシ場合ニ於テハ「ホーム、クラブ」ノ「キヤプテン」ハ群衆中ニ打タレ或ハ投ゲ込マレタル球ニ對スル特別ノ「グラウンドルール」ヲ制定スベシ。

但シカカル規則ハ外來「クラブ」ノ「キヤプテン」ノ承諾ヲ受クルヲ要ス。若シ後者ガ之ニ反對スル時ハ審判者ガカカル特別規則ヲ制定シ且ツ施行スルノ全權能ヲ有ス、而シテ審判者ハソノ規則ノ範圍ヲ觀覽者ニ通告スベシ。

第三項 「プレイング、フィールド」ニ觀覽者ナキ場合、而シテ投ゲラレタル球ガ觀覽席ニ入り、或ハ「プレイング、フィールド」ヲ圍メル柵ヲ越エ又ハ潜リ脱ケ、或ハ「プレイヤー」ス、ベンチニ入り(球ガ場内ニ彈ネ返シタルト否トヲ問ハズ)、或ハ觀覽席ニ張ラレタル金網ノ目ニ挾マリタル場合ニハ走者ハ二個ノ壘ヲ與ヘラレル可シ。審判者ハ斯ル壘ヲ裁斷スルニ當リテ

ハ、球が投ゲラレル時ニ於ケル走者ノ位置ニ依ツテ決スベシ。

第四項 審判者ハ何等カ他ノ特別ノ「グラウンド・ルール」ガ必要ナリヤ否ヤヲ「ホームチーム」ノ「キャプテン」ニ確メ、其必要アル時ハソノ範圍ヲ相手方ノ「キャプテン」ニ告ゲ各十分ニ實施サレ得ルカヲ考察スベシ、尙「グラウンド・ルール」ガ本競技規則ノ何レニモ抵觸セザルヲ要シ且ツ外來「チーム」ノ「キャプテン」ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス。

オフィシャル アナウンスメント

第七十三條 審判者ハ試合時間ノ指定時間ニ「プレイ」ヲ宣告シ、ソノ適法ニ中止スル時ニ「タイム」、適法ニ終了セシムル時ニ「ゲーム」ヲ宣告スベシ。試合開始ニ先立チテ審判者ハ「バツテリ」ヲ通告シ、試合ノ進行中ハ各「プレイヤー」ノ變更ヲ通告スベシ。群衆ガ場内ニ溢レタル場内ニハ協定サレシ特別ノ「ルール」ヲ通告シ、又特定ノ時間ニ試合ヲ中止スベク双方ノ「キャプテン」ガ協定シタル場合ハコノ旨ヲ通告スベシ。

試合ノ中止

第七十四條 審判者ハ次ノ原因ニ依リテ試合ヲ中止スベシ。

第一項 降雨烈シク審判者ガ試合ヲ中止セシ時ハ、審判者ハ中止セシ時間ヲ記載シ三十分後ニ於テ降雨止マザル場合ハ、試合再開ノ可能ナルカ否ヤヲ獨斷ニテ決スベシ、而シテ審判者ハ試合ヲ引續キ中止シ置クカ試合ヲ終了セシムルカノ權能ヲ有スルモノトス。

第二項 審判者自身又ハ「プレイヤー」ガ「フィールド」ニ於ケル任務ヲ完フシ得ザル事故生ジタル場合、或ハ規則ヲ犯シタル「プレイヤー」又ハ觀覽者ヲ競技場ヨリ退カシムルタメ、或ハ火災騷擾其他非常ノ事情ノ場合。

但シ打チタル球或ハ投ゲタル球ヲ處置セントシテ「プレイヤー」ニ事故ノ生ジタル場合ニ於テハ、審判者ガ試合ノ續行不可能ト認ムルマデハ「タイム」ヲ宣告スベカラズ。

第三項 適法ノ理由ニヨリ試合ヲ中止スル時ハ審判者ハ「タイム」ヲ宣告スベシ。審判者ガ「タイム」ヲ宣告セシ時ハ試合ハ再ビ「プレイ」ヲ宣告スルマデ中止セラレ、此ノ間ニ「プレイヤー」ハ「アウト」サレルコトナク、又進壘或ハ得點スルヲ得ズ。

審判者ハ球ガ定位置ニ就ケル投手ノ手ニ保持セラレルマデハ「タイム」ヲ宣告スルヲ得ズ、但シ第三十七條第三項ノ場合、火災、騷擾、暴風雨ノ場合、或ハ「プレイヤー」又ハ審判者ニ事故

生ジタル場合ニハ適用セザルモノトス。

フィールド ルールス

第七十五條 何人ト雖モ「ユニホーム」ヲ着ケタル「プレイヤー」、双方ノ「マネジャー」、審判者、制服ヲ着ケタル警察官、及ビ秩序維持ノタメ必要ナルベキ「ホーム」、クラブ」ノ監視人以外ハ試合進行中競技場内ノ何レノ部分ニモ立入ルヲ許サズ。

第七十六條 「マネジャー」、キャプテン」、又ハ「プレイヤー」ハ試合中観覽者ニ話掛クルヲ得ズ、試合ノ進行又ハ狀況ニ關スル通告ノ要求ニ答フル時或ハ「プレイヤー」ノ姓名ヲ答フル場合ハ此ノ限りニアラズ。

第七十七條 各「クラブ」ハ自己ノ競技場ニ於ケル秩序ヲ維持スルタメ相當ノ警察力ヲ備フ可キモノトス、試合進行中場内ニ見物人ガ入り込ミ、何等カノ方法ニテ試合ヲ妨害スル場合ニハ外來「クラブ」ハ場内ガ平靜ニ復スルマデ試合ヲ拒ムコトヲ得。
若シ場内ガ十五分間以内ニ整理サレザル時ハ外來「クラブ」ハ九對〇ノ記録ニテ勝利ヲ要求シ又是認セラル、モノトス。(幾回數行ハレシカヲ問ハズ。)

一般的定議

第七十八條 「ブレイ」トハ試合開始或ハ試合停止後再開セシムル審判者ノ命令ナリ。

第七十九條 「タイム」トハ試合ヲ停止セシムル審判者ノ命令ナリ。カ、ル停止ハ翌日ニ互ルヲ得ズ。

第八十條 「ゲーム」トハ試合ノ終了ニ對スル審判者ノ宣言ナリ。

第八十一條 「インニング」トハ「クラブ」ヲ代表スル九人ノ「プレイヤー」ノ攻撃ノ期間ニシテコノ「プレイヤー」ノ三人ガ適法ニ「アウト」サレタル時ニ終ルモノナリ。

第八十二條 「タイム、アット、バット」トハ一打者ノ攻撃ノ期間ナリ。ソハ打者ガ定位置ニツキタル時ニ始リ、「アウト」トナルカ又ハ走者トナルマデ續クモノナリ。

但シ打者ガ死球、或ハ四球ニヨリテ一壘ヲ與ヘラレ、或ハ犠牲球ヲ打チタル時、或ハ捕手ノ妨害ニ基キテ一壘ヲ與ヘラレタル時ハ「タイム、アット、バット」ハ除外セラルベシ。

第八十三條 「リーガル」或ハ「リーガリイ」トハ是等ノ規則ノ要求スル所ヲ意味ス。

6
7

昭和五年二月二十日印刷
昭和五年二月二十五日發行
昭和五年四月一日再版發行

普及版 定價金一圓二十錢

內務省編纂

編輯者 神奈川縣鎌倉町扇谷二五〇 鷺田成男

發行者兼 東京市牛込區新小川町一ノ二 野見山熊彦

印刷所 東京市牛込區新小川町一ノ二 一葉社印刷部

發行所

東京市牛込區新小川町一ノ二

一葉社出版部

電話牛込三八五〇番
振替東京六二九三二番

6
7

發行所

東京市牛久保町小田四一八二

一葉揮出球譜

昭和十一年八月五日

東京市牛久保町小田四一八二

東京市牛久保町小田四一八二

東京市牛久保町小田四一八二

内容

第一編

第二編

第三編

第四編

第五編

第六編

第七編

第八編

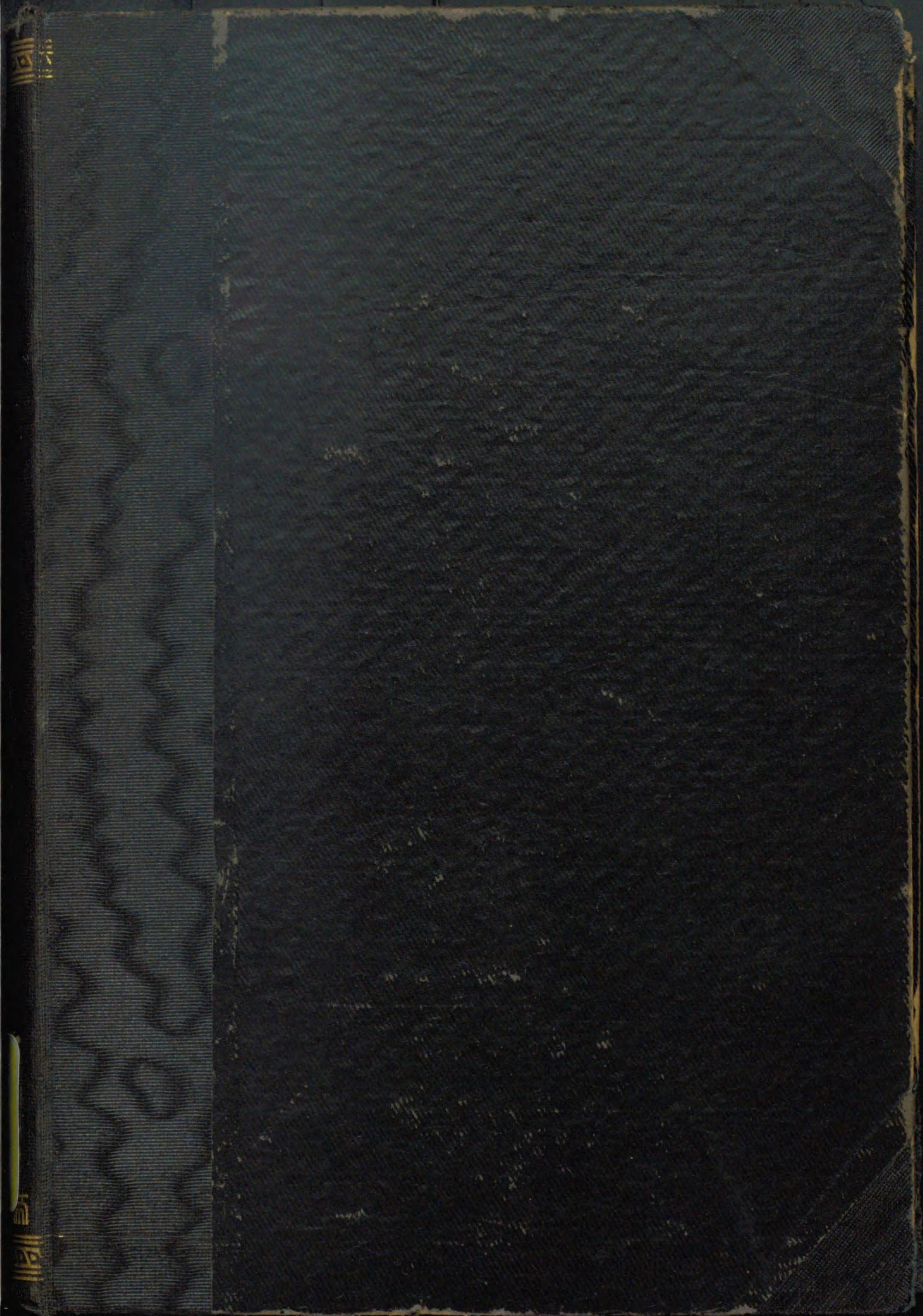
第九編

第十編

6
7

606
72

606
72

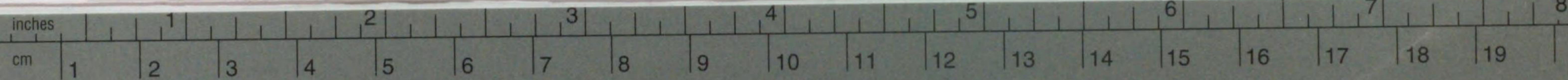


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

